



TOKUSHIMA GUARANTEE

DISCLOSURE 2020

徳島県信用保証協会の現況

 徳島県信用保証協会

～中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～



中小企業を応援する 地域密着型「総合支援機関」として

CONTENTS

| | |
|--------------------------|----|
| ●ごあいさつ | 1 |
| ●協会の概要 | 2 |
| ●信用保証協会のしくみ | 4 |
| ●信用保証の概要 | 6 |
| ●第5次中期事業計画(平成30年度～令和2年度) | 11 |
| ●令和2年度経営計画 | 12 |
| ●令和2年度の重点取組み事項 | 15 |
| ●令和元年度事業概況 | 21 |
| ●当協会の主な取組み | 28 |
| ●コンプライアンス | 46 |
| ●個人情報保護 | 48 |
| ●役員構成 | 50 |
| ●機構組織図 | 51 |
| ●事務お問い合わせ・業務担当区域 | 52 |
| 〈資料編〉 | |
| ●信用保証実績 | 54 |

ごあいさつ



会長 酒池 由幸

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和元年度の事業実績並びに令和2年度の経営計画等についてご報告する「DISCLOSURE 2020」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和新時代がスタートした昨年度の国内経済は、先行きの見えない海外情勢や経営者の高齢化といった課題を抱えつつも、雇用情勢の堅調な推移・企業生産動向の緩やかな増加・個人消費の持ち直しなど好調を維持し、景気は緩やかな回復基調にありました。さらに昨年12月に当協会は創立70周年を迎え、保証料割引や記念式典を実施し、日頃ご愛顧いただいております皆さまへ感謝の気持ちをお伝えするとともに利便性向上と適正保証利用の促進を目指しました。しかし、年明けからは新型コロナウイルス感染症により景気は急激に悪化し、県内企業においても影響が及びました。

今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような危機下において、当協会は中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型「総合支援機関」として真価を発揮し、地域の金融機関や支援機関等との連携を強化しながら、中小企業者の資金繰りをスピーディーに支えてまいり所存です。

また、適正保証の推進・創業支援・管理回収などの従来業務に加え、危機管理体制の強化や、地方創生・SDGs等の新たな課題にも積極的に取り組み、今回の新型コロナウイルス感染症対応を契機として、5G・IOT・AI導入などにより、新たなビジネスモデルの構築を図る企業の後押しも行ってまいります。

今後も現場主義と企業目線を徹底しながら、新型コロナウイルスの打撃を受けた中小企業者への支援はもちろん、当協会の目指すべきゴールである「県内中小企業の振興並びに県内経済の活性化」に役職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和2年8月

協会の概要

(令和2年3月31日現在)

●プロフィール

| | |
|----------|--|
| 名 称 | 徳島県信用保証協会 |
| 人 格 | 信用保証協会法に基づく法人 |
| 主 務 大 臣 | 内閣総理大臣・経済産業大臣 |
| 主 務 官 庁 | 金融庁・経済産業省（中小企業庁） |
| 所 在 地 | 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ> |
| 設 立 | 昭和24年12月5日 |
| 代 表 者 名 | 酒池 由幸 |
| 役 職 員 数 | 常勤理事 4名（非常勤 14名） 常勤監事 1名（非常勤 2名） 職員 59名（嘱託、臨時職員含む） |
| 組 織 体 制 | 経営監査室 総務部 保証部 企業支援部 管理部 |
| 基 本 財 産 | 145億円 |
| 保証債務残高 | 1,341億円 |
| 保証利用企業者数 | 7,245企業 |

●沿革

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 昭和24年11月18日 | 財団法人徳島県信用保証協会設立認可 |
| 同 年12月 1日 | 業務開始（徳島市富田浜1丁目） |
| 同 年12月 5日 | 財団法人徳島県信用保証協会設立登記 |
| 昭和28年 8月10日 | 信用保証協会法公布施行 |
| 昭和29年 6月 5日 | 信用保証協会法に基づく組織変更認可 |
| 同 年 6月14日 | 特殊法人への組織変更登記完了 |
| 昭和34年11月 3日 | 事務所を移転（徳島市西船場町3丁目） |
| 昭和38年 3月23日 | 徳島経済センタービル2階に事務所を移転（徳島市西新町2丁目） |
| 平成 2年 8月 7日 | 基幹業務のオンライン稼働 |
| 同 年10月31日 | 保証債務残高1,000億円達成 |
| 平成11年 2月15日 | 保証債務残高2,000億円達成 |
| 平成13年 1月25日 | 信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収(株)設立 |
| 平成20年 2月12日 | 共同システム稼働 |
| 平成24年 5月 7日 | 徳島経済産業会館新築に伴い、事務所を移転（徳島市南末広町5番） |



事務所建物外観

●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

●基本運営方針

当協会は、中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、金融機関等との連携強化を図りながら、企業のライフステージに応じた切れ目のない、きめ細やかな支援を実践するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける企業の資金繰り支援に積極的に取り組むことにより、地域における「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進に貢献します。

●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊かな徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」を基調としております。



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

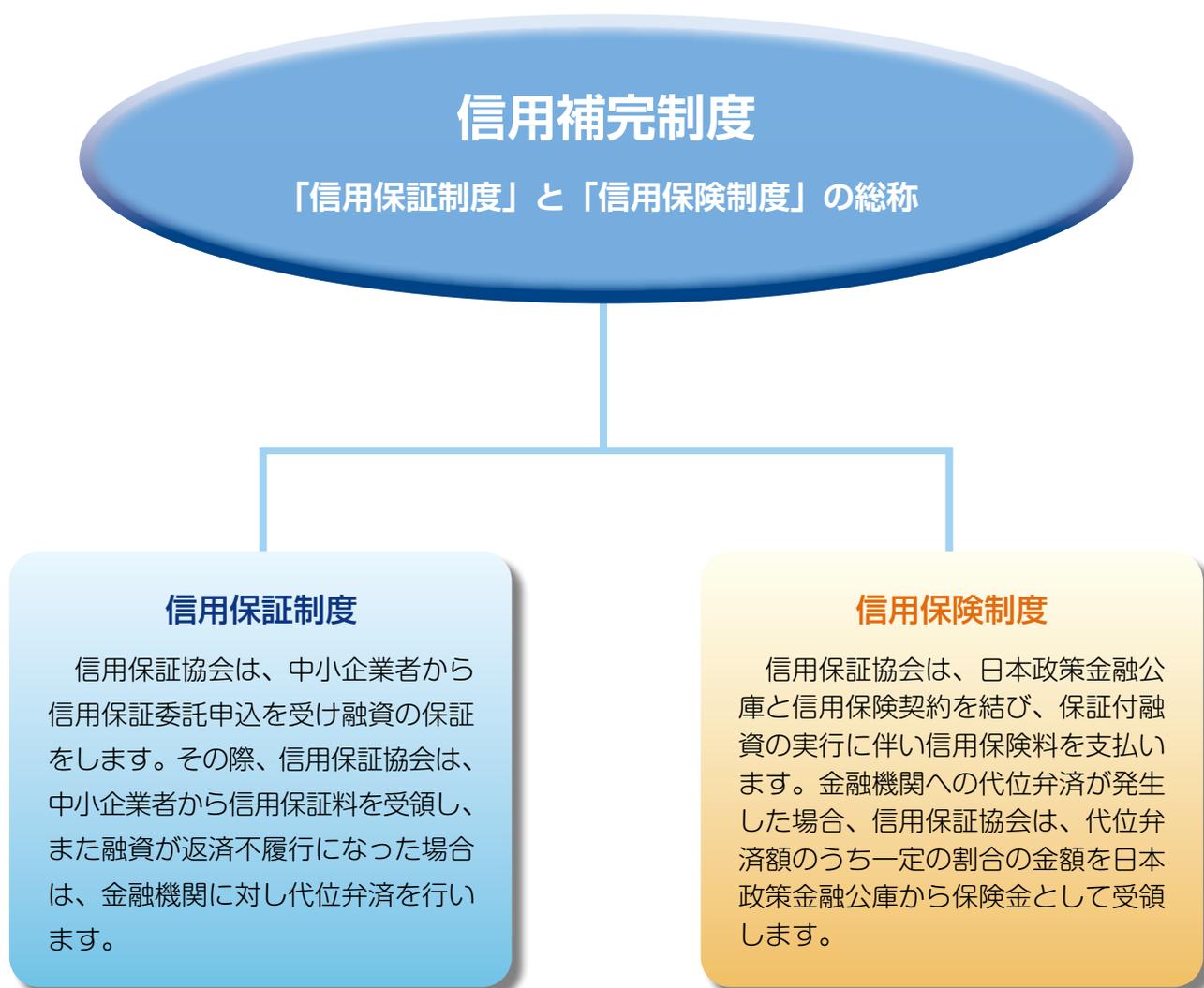
■ 信用保証協会のしくみ

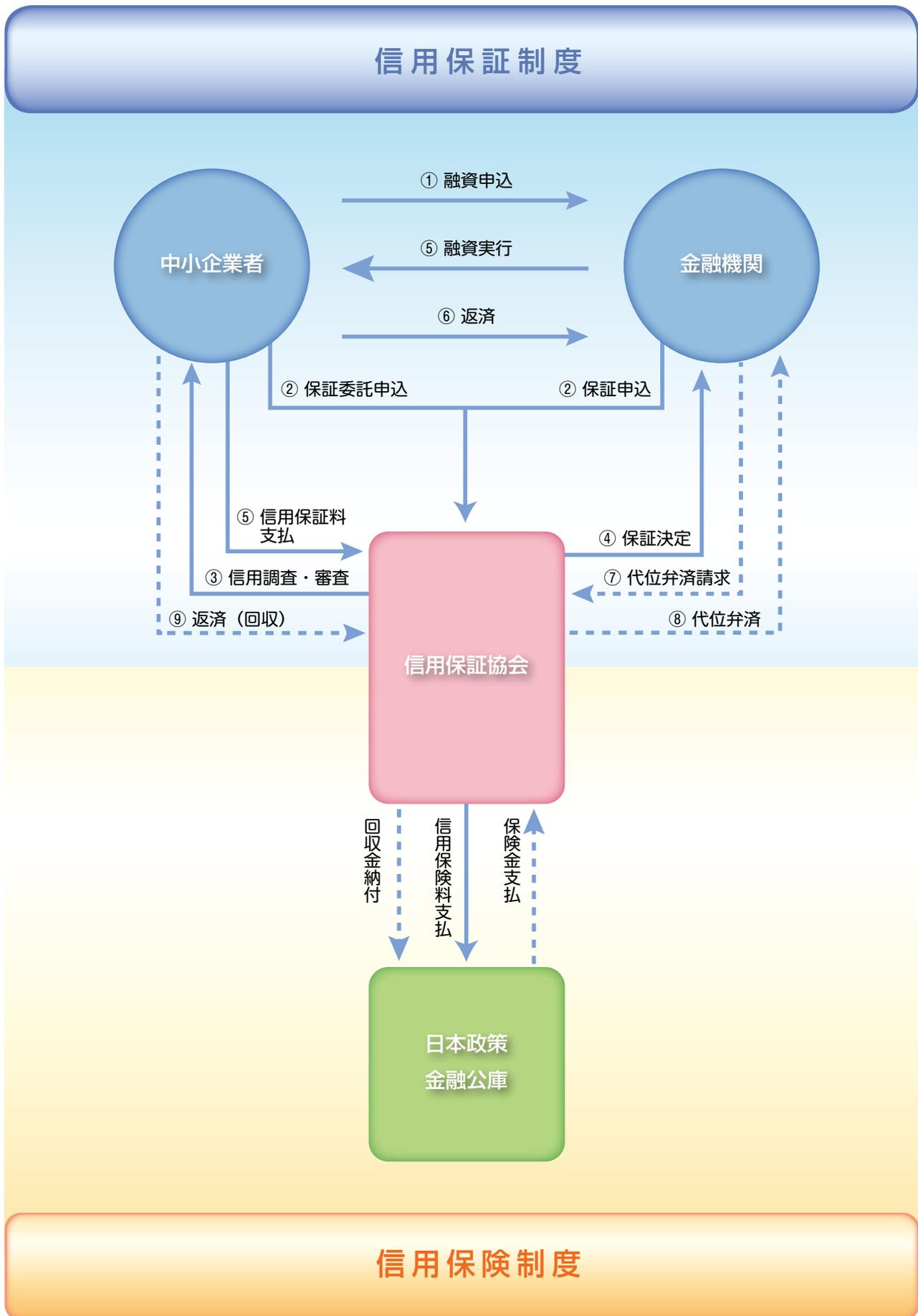
● 信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」との有機的な結びつきを総称したもので、円滑な中小企業金融に貢献しています。





■ 信用保証の概要

●ご利用いただけるお客さま

(1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業・小規模事業者で、次の方が対象になります。

- ・ 個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合 県内に本店または事業所を有する方

※営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。

※平成27年10月1日より、保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証の対象になりました。

(2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

| 業 種 | 資 本 金 | 常時使用する従業員数 |
|------------------------------|-----------|------------|
| 製 造 業 等 (運送業、建設業、不動産業を含む) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸 売 業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小 売 業 (飲食業含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | — | 300人以下 |

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

| 業 種 | 資 本 金 | 常時使用する従業員数 |
|--|-----------|------------|
| ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 情 報 処 理 サ ー ビ ス 業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅 行 業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅 館 業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。

※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

●保証の内容

(1) 保証限度額

| | |
|-------|-----------|
| 個人・法人 | 2億8,000万円 |
| 組合 | 4億8,000万円 |

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。
 ※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。
 ※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

(3) 保証期間

| | |
|------|-------|
| 運転資金 | 15年以内 |
| 設備資金 | 20年以内 |

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

(4) 連帯保証人

| | |
|----|--------------------------|
| 個人 | 原則として徴求しない |
| 法人 | 原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない |

※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。
 ※平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

(5) 担保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産（土地・建物）、有価証券及び流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

●保証をご利用いただけない方

- ・農林漁業、金融・保険業、学校・宗教法人等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態
- ・許認可等を要する事業を営む方で、その許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、求償債務が残っている方、またその関係人である場合（求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く）
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6か月以内を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中（申立中）の場合（事業再生保証対象を除く）

- ・税金、社会保険料等を滞納している場合
- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。

部分保証方式

借入金額の80%（一部保証を除く）を信用保証協会が保証します。

負担金方式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担が生じることとなります。

部分保証方式

【保証時点】

| | |
|-------------|--------------|
| 80% 保証部分 | 20% 非保証部分 |
|-------------|--------------|

【代位弁済時】

| | |
|-----------------------|--------------|
| 80% 信用保証協会からの代位弁済額 | 20% プロパー分 |
|-----------------------|--------------|

80%部分については、信用保証協会が代位弁済を行うこととなりますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

負担金方式

【保証時点】

| |
|--------------|
| 100% 保証部分 |
|--------------|

【代位弁済時】

| | |
|------------------------|------------|
| 100% 信用保証協会からの代位弁済額 | 20% 負担金 |
|------------------------|------------|

100%信用保証協会が代位弁済を行うこととなりますが、信用保証協会は事後的に金融機関から約20%の負担金の支払いを受けることとなります。

(2) 責任共有制度の対象となる保証

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。
責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号に係る保証
- ・ 危機関連保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 小口零細企業保証（※）
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証制度（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金を本制度で借り換える場合）
- ・ 事業再生計画実施関連保証制度（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金を本制度で借り換える場合）

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有保証制度の導入に併せて、一定の要件を満たす小規模事業者の方に責任共有制度の対象外となる保証制度として創設された全国統一保証制度です。

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 常時使用する従業員数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の法人、個人事業主の方（※） |
| 保証限度額 | 2,000万円（既保証残高を含む） |
| 保証期間 | 運転7年以内（据置1年以内）、設備10年以内（据置1年以内） |

（※）常時使用する従業員数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員以下の会社及び個人とします。

●信用保証料

(1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のものです。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払われる信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により金融機関で徴収し、その都度協会に送金していただくことになっております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載しています。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代などは一切いたしません。

(2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業・小規模事業者の方の財務内容に応じて、次頁表のとおり9段階に区分された保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

| 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 責任共有保証料率 (特殊保証) | 1.90 (1.62) | 1.75 (1.49) | 1.55 (1.32) | 1.35 (1.15) | 1.15 (0.98) | 1.00 (0.85) | 0.80 (0.68) | 0.60 (0.51) | 0.45 (0.39) |
| 責任共有外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書（貸借対照表及び損益計算書）をもとに、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により判定されます。

※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン当座貸越根保証」を指します。

【定性要因による割引】

財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率を決定します。

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

○有担保割引

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者
 （ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}}$$

○均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}} \times \text{均等分割係数}$$



| 分割返済回数 | 均等分割係数 |
|---------------|--------|
| 2 回以上 6 回以下 | 0.70 |
| 7 回以上 12 回以下 | 0.65 |
| 13 回以上 24 回以下 | 0.60 |
| 25 回以上 | 0.55 |

第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

1. 業務運営方針

徳島県信用保証協会は、公的機関としてガバナンスの強化・充実への取り組みを通じて、コンプライアンス意識の浸透を図り、効率的な業務運営に努めることとします。

そのうえで、地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者を力強く応援していく地域密着型「総合支援機関」として、金融機関との連携を強化しながら、保証による「金融支援」はもとより、「経営支援」、「創業支援」についても積極的な取り組みを推進し、地域経済の活性化及び持続可能な信用補完制度の確立に資するものとします。

このため、平成30年度から令和2年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組んでまいります。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上

中小企業の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、金融機関の支援方針等に着眼し、「保証付き融資」と「プロパー融資」を適切に組み合わせるリスク分担に注力するとともに、「行動する保証協会」を実践し、中小企業者に寄り添い力強く応援することにより、「信頼される保証協会」として金融の円滑化に努めます。

(2) 中小企業の経営支援・事業再生

過剰な債務を抱えて経営改善が進まない企業、返済緩和等の条件変更を繰り返している企業を中心に、経営改善や事業再生を着実に進めていくべく、金融機関や関係機関との連携・協力を深めながら、個々の中小企業者の状況を勘案したきめ細やかな対応に努めます。

(3) 地方創生の推進

地域に根ざした公的性質を有する保証協会として、地方公共団体・金融機関等との連携・協力を進めながら、創業機運の醸成を行うとともに、創業者に寄り添う伴走型の創業支援、円滑な事業承継支援及びキャリア教育活動を通じた社会貢献活動等により、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取り組みを進めます。

(4) 回収の効率化と最大化

回収を取り巻く環境が一層厳しさを増している中、求償権の回収に当たっては、代位弁済から時間の経過とともに回収率が大きく低下していくという傾向を踏まえ、代位弁済後の早期着手を徹底し、効率性を重視しつつ、回収の最大化に努めます。

(5) ガバナンスの強化・充実、コンプライアンス態勢の強化

公的機関として、ガバナンスの強化・充実とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、若手職員、女性職員に対する人材育成を通じて組織の活性化に努めます。

また、保証協会の役割や取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に努めます。

2. 事業計画

平成30年度から令和2年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

| | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|---------|-------------|---------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 金額 | 対前年度 計画比 | 対前年度 見込実績比 | 金額 | 対前年度 計画比 | 金額 | 対前年度 計画比 |
| 保証承諾 | 52,000 | 96.3% | 100.0% | 52,000 | 100.0% | 52,000 | 100.0% |
| 保証債務残高 | 126,000 | 95.5% | 96.9% | 123,000 | 97.6% | 120,000 | 97.6% |
| 代位弁済 | 2,300 | 115.0% | 100.3% | 2,200 | 95.7% | 2,100 | 95.5% |
| 実際回収 | 600 | 109.1% | 86.3% | 600 | 100.0% | 600 | 100.0% |

令和2年度経営計画

●経営方針

業務運営方針

- (1) 当協会は、中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、金融機関等との連携強化を図りながら、企業のライフステージに応じた切れ目のない、きめ細やかな支援を実践するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける企業の資金繰り支援に積極的に取り組むことにより、地域における「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進に資するものとしします。
- (2) 保証部門においては、関係機関との連携強化や金融機関との適切なリスク分担に努めるとともに、各種保証制度の活用を図るなど、中小企業者・小規模事業者に寄り添いながら、なお一層きめ細やかな金融支援に努めます。
- (3) 期中管理・経営支援部門においては、支援ネットワークの活用など関係機関との連携をさらに深めながら、「経営支援強化促進補助金」等の施策を活用し、抜本再生や経営改善支援に取り組むほか、事業の生産性向上や事業承継等の支援に努めます。
- (4) 地方創生への取り組みにおいては、キャリア教育を通じた社会貢献活動に努めるとともに、創業前からの一貫した支援策を展開し、移住創業や事業承継による創業などにも積極的に取り組むことにより、より多くの創業者の輩出に努めます。
- (5) 回収部門においては、事業再生・生活再建など個々の状況・要望を踏まえた適切な対応に努めるとともに、代位弁済後の早期着手を徹底し、事務の効率化や保証協会サービスの活用を図りながら、効率性を重視しつつ回収の最大化を目指します。
- (6) その他の間接部門においては、保証協会の認知度向上を図るため、積極的な情報発信を行うなど広報活動を充実させるとともに、資格取得の奨励や研修体制の充実による人材育成を通じて組織の活性化に努めます。
- (7) 公的機関として、ガバナンス・コンプライアンス態勢の強化を図りながら、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、経営基盤の強化に努めるとともに、自然災害などの大規模災害に備えた危機管理体制の整備を進めます。

●重点課題

1. 保証部門

(1) 保証利用度の向上

「行動する保証協会」を実践するため現場主義を徹底し、保証協会自らが企業訪問・経営者面談等の直接的な働きかけを行い、地域における潜在的な保証需要を掘り起こすなど、保証利用度の向上を図ります。

(2) 小規模事業者に対する積極的な支援

小規模事業者の持続的発展を支えるため、協会の持つコンサルティング機能を活かし、資金繰りの円

滑化を図るとともに、創業後一定期間を経過した事業者に対するフォローアップに努めます。

(3) 金融機関等との連携強化

金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化し、企業の実態把握に努めるとともに、金融機関と適切なリスク分担を図ることにより、地域経済の活性化に努めます。

(4) 政策保証等の積極的な活用

地域の資金需要に応えるため地方公共団体の保証制度を活用するとともに、特定社債保証・ABL保証等の政策保証に注力するとともに、経営者保証を不要とする保証についても積極的に推進します。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、セーフティネット保証を積極的に活用するなど、個別企業の実情に応じた支援に努めます。

2. 期中管理・経営支援部門

(1) 各種施策の活用・関係機関との連携

中小企業再生支援協議会等の各種施策を活用し、金融機関と連携しながら抜本再生や経営改善にかかる支援を実施することにより、県内中小企業の再生に努めます。

(2) 「経営サポート会議」による支援

金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し「経営サポート会議」を通じて顧客本位のきめ細やかな対応を行い、積極的に抜本再生や経営改善にかかる支援を推し進めます。

(3) 「経営支援強化促進補助金」の活用

専門家派遣による経営改善・生産性向上・事業承継に係る計画策定支援、創業セミナーの開催、創業者への情報提供等に活用することにより経営支援に努めます。

(4) 「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、新たな施策について情報共有を図るとともに、経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携に努めます。

(5) 事業承継の推進

事業引継ぎ支援センター、事業承継コーディネーターとの連携をさらに強化し、事業の継続や雇用の維持に繋がる支援に取り組みます。

(6) 創業支援の推進

創業前相談窓口における事業計画策定支援から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援策を展開するとともに、県外からの移住者による創業、事業の承継による従業員の創業にも積極的に取り組むことで、より多くの創業者の輩出に努めます。

3. 回収部門

(1) 回収の早期着手

期中管理・経営支援部門との連携により、事前に関係人の状況を把握し、実情を踏まえた上で速やかに回収方針を定め、早期に着手します。

(2) 回収促進策の推進

回収見込みを早期に見極め、担保不動産等の処分や継続した弁済交渉等に努めるとともに、ヒアリングや折衝記録の確認等による進捗管理を徹底し、より効率的・効果的な回収に努めます。

(3) 管理事務の効率化、保証協会サービスの活用

回収が見込めない求償権の管理事務停止措置を促進するなど管理事務の効率化に努め、回収見込みの高い求償権に注力するとともに、効率的な役割分担による保証協会サービスの有効活用により回収の最大化を図ります。

(4) 事業継続・再生等支援

求償権先に対しては、個々の状況・要望を踏まえ、事業再生支援、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除等の活用を図る等適切な対応に努めます。

4. その他間接部門

(1) 経営基盤の強化

ガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図りながら、経営基盤の強化に努めることにより、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて積極的に取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化

地方公共団体、関係団体等との連携を強化することにより、事業承継や移住創業の推進など地域経済の活性化に努めるとともに、セミナー・講座等の開催を通じて金融機関との連携の強化を図ります。

(3) 危機管理体制の整備

全国で頻発する自然災害、今後発生が予想されている巨大地震等の大規模災害に備え、図上訓練・BCPマニュアルの点検など危機管理体制の整備に努めるとともに、災害時に速やかな対応ができるよう保証制度を整備します。

(4) 広報活動の充実

保証協会の認知度を高め、その存在意義を広く理解してもらうため、マスメディアの活用やホームページ・広報誌等の充実を図るなど、情報発信や広報活動に努めます。

(5) 人材の育成

中小企業診断士等の資格取得の奨励のほか、若手職員を主体とした内部研修の実施や専門的知識の向上に向けた外部研修への積極的な参加など研修体制の充実に努めるとともに、徳島県との人事交流も継続して実施します。

(6) 社会貢献活動の実践

県内大学との連携による講座、小中学校等を対象としたキャリア教育を通じた若者支援等による社会貢献活動により、地方創生への貢献に努めます。

◆事業計画

(単位：百万円)

| | 金額 | 対前年度計画比 |
|--------|---------|---------|
| 保証承諾額 | 58,000 | 107.4% |
| 保証債務残高 | 134,000 | 103.1% |
| 代位弁済額 | 2,000 | 117.6% |
| 実際回収額 | 500 | 100.0% |

令和2年度の重点取組み事項

当協会を取り巻く環境は、「超低金利の長期化」「中小企業数の減少」など厳しいものがあります。さらに昨年末から世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症によって、県内経済は大きく打撃を受けています。このような状況でこそ、「行動する保証協会」を積極果敢に挑戦・実践していく必要があります。

そこで、次の3点を令和2年度の重点分野と位置付け、それぞれに「実践取組事項」を設定し、「地域密着型の総合支援機関」として、中小企業の皆さまとともに新時代を切り拓いて参ります。

1. 揺るぎない経営基盤の確立・強化

持続可能な協会運営を行っていくためには、業務内容を精査し、歳入の確保と歳出の不断の見直しや創意工夫を行う必要があります。また全国各地で発生する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症など危機事象にも万全な備えができるよう、「揺るぎない経営基盤の確立・強化」を図ります。

- (1) 県内経済を俯瞰分析し、安定した経営運営
- (2) 保証推進体制の充実
- (3) 企業のライフステージに応じた経営支援の充実
- (4) 危機管理体制の充実強化
- (5) 債権管理体制の充実強化

2. 活力ある組織の構築

当協会では、全国に先駆け「経営支援」「創業支援」に鋭意取り組んでいるところですが、喫緊の課題である「事業承継」にも本格的に着手します。さらに協会の存在感を高めるため「SDG s や Society5.0」など新たな企業ニーズに対応するべく「活力ある組織の構築」に努めます。

- (1) 企業のライフステージに応じた経営支援の充実
- (2) SDG s や Society5.0対応機能の充実強化
- (3) 女性職員の能力活用
- (4) 若手職員の能力開発

3. 地方創生への貢献

当協会の使命は、県内中小企業・小規模事業者の成長発展、県内経済の活性化であることから、さらに「地方創生への貢献」に尽力する。

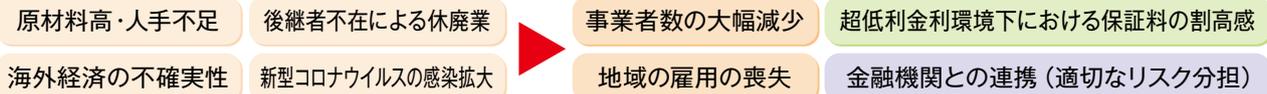
- (1) 創業支援機能の充実
- (2) CSR（社会貢献活動）の実践

中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として

● 県内中小企業者数と保証利用状況の推移



※中小企業者数は、ピーク時(H11年度)と比べて33%減少、直近10年間でも16%減少
 ※保証利用者数は、ピーク時(H11年度)と比べて51%減少、直近10年間でも20%減少



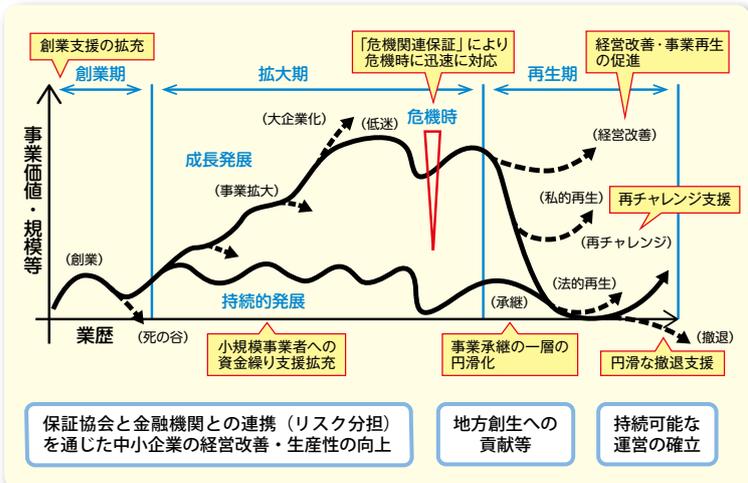
● 保証協会に求められる役割

ライフステージに応じた切れ目のない支援

- * 小規模事業者への資金繰り支援
- * 移住を含めた創業希望者への支援
- * 事業承継への支援
- * 経営改善・事業再生支援
- * 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へのきめ細やかな支援
- * 危機事象への迅速な対応

関係機関と連携した支援

- * 保証協会と金融機関の連携
- * 支援機関との連携による多様な支援



● 当協会の方向性

地域の経済・雇用の担い手である県内中小企業・小規模事業者を力強く応援していく地域密着型「総合支援機関」として、「保証による金融支援」に加え、「経営支援」、「創業支援」に積極的に取り組む。

保証による金融支援

「行動する保証協会」を実践するため、企業目線と現場主義を徹底して地域の潜在的な保証需要を発掘。関係機関との連携を強化するとともに、金融機関との適切なリスク分担に努め、一層きめ細やかな金融支援を提供する。

経営支援

これまで築いてきた関係機関との連携をさらに深めながら、「経営支援強化促進補助金事業」等の各種施策を活用し、顧客本位の経営改善・事業再生をはじめ、事業の生産性向上、事業承継等に努める。

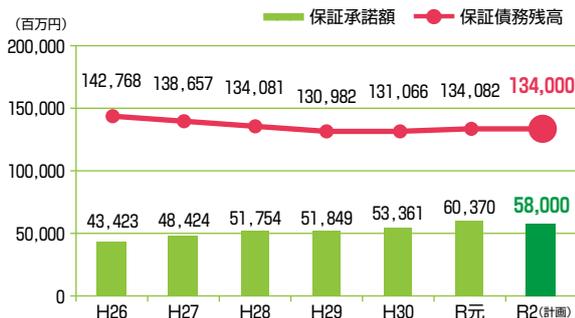
創業支援

セミナー等の開催により創業機運の醸成を図りながら、創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援策を展開し、移住創業や事業承継を含めた創業者の輩出に努めることにより、地域の雇用創出と経済の活性化を目指す。

保証部門の 重点取組み事項について

- 行動する保証協会として「企業目線と現場主義」を徹底。企業訪問・経営者面談等により地域の潜在的な保証需要を発掘。
- 「地域で信頼される保証協会」として、一人ひとりの中小企業者・小規模事業者と向き合い、「カスタマー・イン」の発想でより一層きめ細やかな金融支援を提供。

保証承諾額及び保証債務残高の推移



関係部署との連携

創業推進課との連携

- ・創業支援後3年間のフォローアップ終了後も継続支援

経営支援課との連携

- ・支援強化事業の活用により企業の経営改善の取組みを後押し
- ・事業承継ニーズを共有

協定締結先など各種関係団体等との連携

- ・意見交換会の開催
- ・企業のニーズや課題に応じた解決策の提供

適正保証推進キャンペーン等の実施

- 関係機関との連携を強化し、企業の実態把握に努めるとともに、金融機関との適切なリスク分担を図ることにより、中小企業・金融機関・保証協会が三位一体となった地域経済の発展に資する。
- ライフステージに応じたきめ細やかな支援を提供するべく、様々なキャンペーンを実施。

1. 小規模事業者向けの資金繰り支援

地方創生ローン トラスト“絆”

金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応する小口資金の保証。既存の協会付残高を含み上限20,000千円まで対応。

各種制度を利用したきめ細やかな支援

小規模事業者にきめ細やかな支援をするため、協会の持つコンサルティング機能を活用して各種制度を利用し、関係機関、協会内部の連携を密に顧客サービスを提供する。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応 NEW

新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、セーフティネット保証を積極的に活用するなど、個別企業の実情に応じた支援に努める。

2. 地方創生・地域活性化への貢献

ネクストプラス

創業後一定期間を経過した顧客を訪問。フォローアップ体制を構築することにより成長・発展を目指す顧客へのライフステージに応じた保証を実現。専門家派遣事業をパッケージに取り入れ、付加価値をプラス。

ブライト

優良先に対しての保証実行後に顧客を訪問。顧客ニーズや課題に応じた成長支援、地域活性化に向けた意見交換等を実現。

販路開拓支援 NEW

「OSAKAビジネスフェア ものづくり展プラス (大阪信用保証協会主催)」出展支援など、顧客の情報発信や販路開拓に寄与する場を積極的に提供。



3. 金融機関との連携強化

ツインローン“絆” (協調資金)

金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と連携して事業者への経営支援を強化することで、一層の経営改善・生産性向上を図る。

経営者保証を不要とする取組みの推進

金融機関との連携により、保証制度を問わず経営者保証を不要とする保証を推進。経営者による思い切った設備投資・事業拡大ができる環境を整備。

スクラム

あらかじめ選定した適正保証推進リストに基づき、金融機関担当者や協会若手職員で企業を訪問。保証付借入の一本化や新規融資による資金繰り改善などを提案。

4. 経営改善・事業再生・事業承継の支援強化

アシストローン“絆” (事業承継資金)

事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う資金ニーズに関係機関と情報交換を密にして一層きめ細かいサポートを行う。

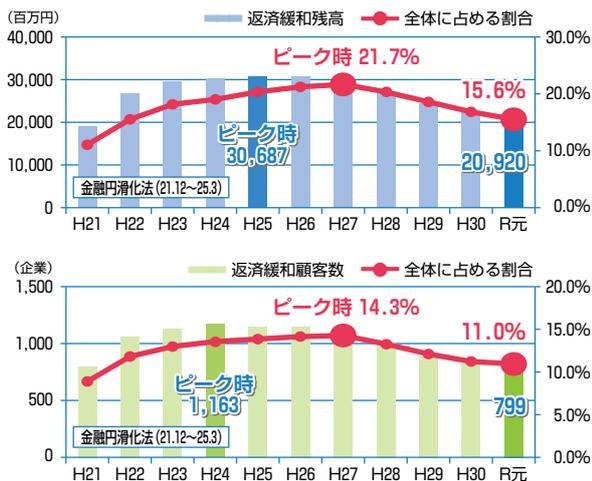
ステップアップローン“絆” (借換資金)

当協会付融資の利用残高があり、現在返済緩和等の条件変更対応を受けている方で、一定の期間内に返済の目途がある場合の借換資金を対象に前向き資金を提供する保証。当協会の「専門家派遣事業」が利用可能。

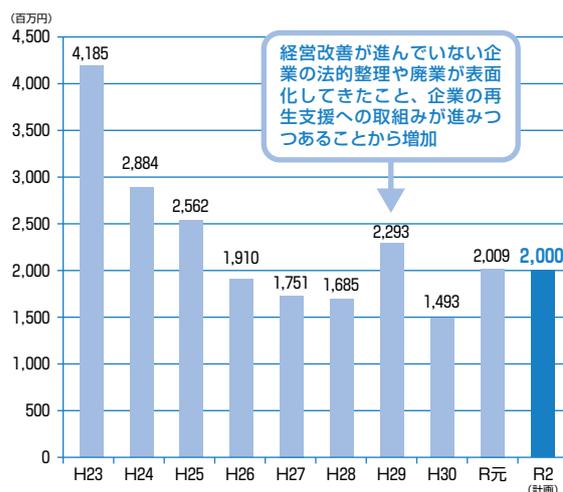
経営支援部門の 重点取組み事項について

○これまで築いてきた関係機関との連携をさらに深めながら、「経営支援強化促進補助金事業」等の各種施策を活用し、顧客本位の経営改善・事業再生に努める。

返済緩和状況の推移



年度別代位弁済の推移

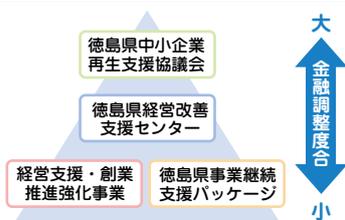


個別企業に対する経営支援・再生支援の強化

積極的に企業に関与し、事業価値、雇用含め地域経済への影響、経済合理性などを見極め、抜本再生支援に取り組む。

各種施策を活用した支援

中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、経営支援強化促進補助金事業、徳島県事業継続支援パッケージ事業などの諸施策を活用し、経営改善や事業再生に向けた多様な支援を行う。



大
金融調整度合
小

「経営サポート会議」の活用

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し、「経営サポート会議」を開催し積極的に経営支援に努める。

※平成24年度～令和元年度の間に2,001回開催

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | 累 計 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 開催回数 | 80 | 350 | 345 | 296 | 244 | 230 | 219 | 237 | 2,001 |
| 企業数 | 73 | 286 | 272 | 246 | 234 | 187 | 174 | 182 | 1,654 |

「経営支援強化促進補助金」の活用

専門家派遣による経営相談、経営診断、事業計画策定支援、計画のモニタリングを行うことにより、経営改善が必要な企業、生産性向上に取り組んでいる企業、事業承継を検討している企業に対し、企業にとって適切な解決につながる支援を実施。

事業承継の推進

事業引継ぎ支援センター、事業承継コーディネーターとの連携をさらに強化し、事業の継続や雇用の維持に繋がる支援に取り組む。

関係機関との連携強化

「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」を構成している金融機関や支援機関等との連携を深め、各機関同士が有機的に機能を発揮できる体制を強化。

「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議、幹事会議、連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携をより一層強化。

| 令和元年度実績 | 代表者会議 | 1回 | 幹事会議 | 1回 | 連絡会議 | 1回 |
|---------|-------|------|------|----|------|------|
| 令和2年度計画 | 代表者会議 | 1～2回 | 幹事会議 | 1回 | 連絡会議 | 2～3回 |



代表者会議 (R1.7.16)

創業支援部門の 重点取り組み事項について

- セミナー等の開催により創業機運の醸成を図りながら、創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援策を展開し、移住創業を含めた創業者の輩出に努めるとともに、キャリア育成活動を通じて地域貢献活動についても推進する。

地方創生

「安定的な地域雇用創出」に向け、関係機関との連携を深め、オール徳島で「創業」を応援。

移住創業の促進

NEW 連携強化

首都圏の企業や団体と、県内の支援機関とを繋ぐ、「首都圏ネットワーク連絡会議」を開催。R2年2月に協定を締結した東京海上日動が新たに参加。市町村とも移住創業で連携。SDGs・Society5.0を推進。



● 東京移住創業セミナーを開催

中小機構の交流施設（東京、TIP*S）で、UIJターン起業家を招いて、移住創業を促進するセミナーを開催。市町村・東京海上日動・三井住友海上とも移住創業セミナーを連携して開催。



NEW 「大阪圏」をターゲットに徳島県とセミナーを共催

NEW 「地域おこし協力隊」向けの創業セミナーを開催

他県から徳島県に来て任期を終える、創業意欲が高い地域おこし協力隊の方向けに移住創業セミナーを開催。

キャリア教育を通じた「若者」への支援

- 徳島大学大学院で寄付講座「ビジネスモデル特論」まちしごとファクトリーとも連携した単位認定を行う本格的な起業講座。

- 協定を締結している県内3大学との連携
徳島大学・四国大学・徳島文理大学

- 「しごとセミナー」の実施
小中学校を対象とした、「出前授業」を実施



創業機運の醸成

● 「まちしごとファクトリー」への参画

徳島大学、徳島新聞社と連携した創業塾の開催。当協会職員を講師として派遣しビジネスプラン作成のセミナーやワークショップを実施。地域に根差したsmallビジネスを育てる。



● 「とくしま創生アワード」への参画

アワード運営協議会（県）へ参画。地方創生に繋がるビジネスプランを応援するプロジェクト。



● 「経営者BOOK de トーク」の実施

徳島市立図書館と連携し、経営者の思い出の本から経営観を学ぶ。



● 各種創業セミナーに講師として職員派遣



一貫した各種支援で徹底したバックアップ

「創業するなら保証協会へ」をキャッチフレーズに、創業者の発掘・育成による地域の活性化への取り組みを強化

1 「創業前相談窓口」「休日創業相談会」の実施

- 創業前からの手厚い支援の実施
- 【R2年度目標：休日相談20名、創業前相談250件】
- 創業アドバイザーによる個別相談

2 創業ノウハウの提供

- 創業リーフレット、創業の手引き・事例集の発行
- 資金調達ほか充実した創業支援情報の提供



3 支援機関との連携強化

- 商工会・会議所指導員との創業事例勉強会
- 創業者マッチング交流会（県と共催）
- 創業者と先輩経営者のマッチングを支援

4 創業後のフォローアップの実施

- 継続的にきめ細やかなモニタリングの実施
【R2年度目標：モニタリング件数400社】
- 販路開拓支援として「創業フェス!!」の実施
- 徳島県中小企業家同友会との連携による先輩経営者から経営ノウハウや体験談を学ぶ創業セミナーを開催

5 広報サポート

- 差別化された技術やサービス等をもって創業する方を対象に、その取組を効果的にアピールする広報サポート付創業保証「PPP（トリプルP）」の運用

「年間100名」を超える創業者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創出と経済の活性化を図る。

創業するなら保証協会へ！

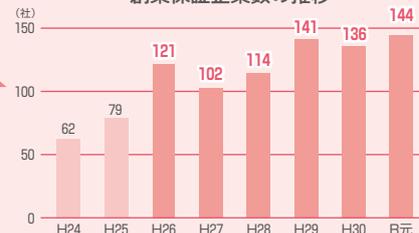
創業の夢、応援します。

平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み開始以来、当協会がサポート（創業保証）した

累計企業数は930社を突破

6年連続
100社を
達成

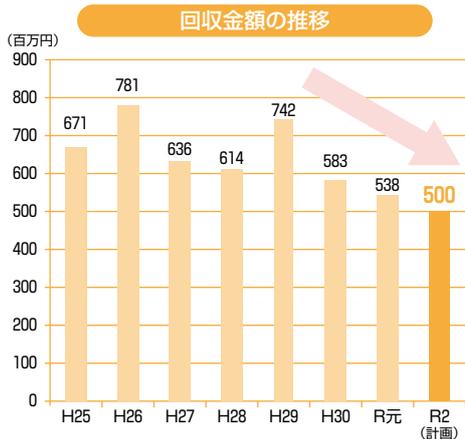
創業保証企業数の推移



管理回収部門の 重点取組み事項について

○回収の早期着手を徹底し、個々の状況・要望を踏まえた適切な対応に努めるとともに、保証協会サービスの有効活用を図りながら、効率性を重視しつつ回収の最大化を目指す。

回収を取り巻く情勢



- 管理回収環境の変化**
 - 無担保、無保証人債権の増加
 - 破産等の法的手続きの増加
 - 限られたマンパワー
- 信用補完制度における回収**
 - 保険収支への寄与
 - 回収努力義務
- 協会のあり方に関する課題**
 - 事業再生支援・生活再建支援の目線
 - 業務の効率化



今後の方向性と重点取組事項

管理回収の取組み・スタンス

より効率性を重視した管理・回収

1. 関係人への基本対応
2. 定期分割弁済先への対応
3. 回収可能求償権への集中

『管理回収コストを意識した効率化』と『再生、再チャレンジ』へ

信用補完制度の持続的発展のために

各項目における具体的な取組み事項

回収の早期着手

- 経営支援・期中管理部門との連携強化
- 関係人の早期実態把握
- 迅速な回収方針の決定と回収着手

回収促進策の推進

- 担保不動産等の処分、継続した弁済交渉
- ヒアリング、折衝記録等による進捗管理の徹底
- 回収見込案件の掘り起しと定期回収の増大化

事業再生支援等

- 事業継続、誠実に分割弁済を行っている求償権先及び保証人に対する、事業再生支援、経営者保証に関するガイドラインの適用、一部弁済による保証債務の免除等の手法を検討。

回収業務の効率化、保証協会サービスの活用

- 回収が見込めない求償権の管理事務停止
- 回収の可能性が高い求償権に注力
- 保証協会サービスとの効率的な役割分担による回収の最大化

広報部門の取組みについて

○保証協会の認知度を高め、存在意義を広く理解してもらうため、情報発信や広報活動をより一層充実させる。

広報活動の充実と効果的な情報発信

- 協会広報誌「保証月報」、ホームページによる広報の充実
- 協会の現況を記載した「ディスクロージャー誌」発行
- 徳島新聞やニッキンなどマスコミへの情報提供
- 四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

R元年度で
77回の掲載実績

マスコミ等掲載実績

| 分野/社名 | 徳新 | 日経 | ニッキン | ほか | 合計 |
|-------|----|----|------|----|----|
| 保証 | 7 | 0 | 3 | 1 | 11 |
| 創業 | 45 | 0 | 3 | 0 | 48 |
| 代弁ほか | 13 | 0 | 2 | 3 | 18 |
| 合計 | 65 | 0 | 8 | 4 | 77 |

令和元年度事業概況

事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型「総合支援機関」として、地域の金融機関や支援機関との連携を強化しながら、「行動する保証協会」として企業目線や現場主義を徹底し、地域経済の活性化・地方創生の推進に寄与することにより、「信頼される保証協会」を目指すことを基本的運営方針として、令和元年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

【保証部門】

「行動する保証協会」として現場主義を徹底し、企業訪問・経営者面談等の直接的な働きかけを行い、潜在的な保証需要の発掘に努めた結果、保証承諾については5年連続で前年度を超える実績となり、保証債務残高についても2年連続で前年度を上回りました。

【期中管理部門】

期中管理・経営支援部門においては、「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、関係機関との連携を強化しつつ、各種施策や経営サポート会議を積極的に活用し、経営改善、事業再生、事業承継等きめ細やかな支援に努めましたが、長年にわたり業績不振に落ちいていた企業の倒産などにより、計画値を大幅に超える代位弁済となりました。

【創業支援部門】

創業支援においては、創業前相談窓口での事業計画策定サポートから、創業後のフォローアップまでの一貫した支援と、移住創業支援に取り組んだ結果、6年連続で100企業を超える創業保証を行いました。また、県内大学との協定による連携講座、キャリア教育、「とくしま創生アワード」、「まちごとファクトリー」、「移住・創業イベント」等に参画し、創業者の発掘・育成を一貫して支援しました。新たに、東京海上日動火災保険株式会社と連携協定を締結し、地方創生や地域貢献の課題にも取り組みました。

【回収部門】

回収部門においては、期中管理部門との連携により事業承継や事業再生に対応する一方、早期着手と進捗管理の徹底を図り、保証協会サービサーを活用して、回収の効率化・最大化に努めました。

【その他間接部門】

また、創業70周年の記念誌の発行を通じて、保証協会の認知度向上に向け、重点取り組みや現状について広く情報発信を行ったほか、「危機管理体制強化チーム」を設置し、大規模災害時を想定したBCP机上訓練を実施するとともに、全国の保証協会ブロック単位での災害時相互対応協定を締結するなど危機管理体制の強化を進めるとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化に努めました。

令和元年度事業実績

【主要業務数値】

(単位:百万円)

| 区分 | 件数 | 金額 | 経営計画(金額) | 対前年度計画比 |
|--------|---------|---------|----------|---------|
| 保証承諾 | 5,853件 | 60,370 | 54,000 | 111.8% |
| 保証債務残高 | 14,854件 | 134,082 | 130,000 | 103.1% |
| 代位弁済 | 232件 | 2,009 | 1,700 | 118.2% |
| 実際回収 | — | 538 | 500 | 107.7% |

令和元年度は金融機関との連携を図るとともに、現場主義を徹底し顧客満足度の向上に努めた結果、保証承諾は60,370百万円(計画比111.8%、前年度比113.1%)となり、5年連続で前年度実績を上回りました。また、保証債務残高についても、134,082百万円(計画比103.1%、前年度比102.3%)と2年連続で前年度実績を上回りました。

代位弁済については、長年にわたり業績不振に陥っていた企業の倒産などにより、2,009百万円(計画比118.2%、前年度比134.5%)と大幅に増加しました。

実際回収においては、早期着手と進捗管理の徹底を図ったほか、保証協会サービサーを活用するなど、回収の効率化・最大化に努めた結果、538百万円(計画比107.7%、前年度比92.3%)と計画値は上回ったものの、前年度実績は下回りました。

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-------------|-----------------|------------------------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 現 金 | 284,544 | 基 本 財 産 | 14,546,554,966 |
| 現 金 | 284,544 | 基 金 | 4,934,018,600 |
| 小 切 手 | 0 | 基 金 準 備 金 | 9,612,536,366 |
| 預 け 金 | 4,724,429,365 | 制 度 改 革 促 進 基 金 | 0 |
| 当 座 預 金 | 0 | 収 支 差 額 変 動 準 備 金 | 4,359,197,212 |
| 普 通 預 金 | 1,085,551,802 | 責 任 準 備 金 | 810,871,119 |
| 通 知 預 金 | 0 | 求 償 権 償 却 準 備 金 | 187,098,168 |
| 定 期 預 金 | 3,622,000,000 | 退 職 給 与 引 当 金 | 569,342,617 |
| 郵 便 貯 金 | 16,877,563 | 損 失 補 償 金 | 0 |
| 金 銭 信 託 | 0 | 保 証 債 務 | 134,082,036,457 |
| 有 価 証 券 | 16,452,834,200 | 求 償 権 補 て ん 金 | 0 |
| 国 債 | 0 | 保 険 金 | 0 |
| 地 方 債 | 7,849,450,000 | 損 失 補 償 補 て ん 金 | 0 |
| 社 債 | 8,601,384,200 | 借 入 金 | 0 |
| 株 式 | 2,000,000 | 長 期 借 入 金 | 0 |
| 受 益 証 券 | 0 | (うち日本政策 金融公庫分) | 0 |
| その他有価証券 | 1,876,656 | 短 期 借 入 金 | 0 |
| 新株予約権 | 0 | (うち日本政策 金融公庫分) | 0 |
| ファンド出資 | 1,876,656 | 収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金 | 0 |
| 動 産 ・ 不 動 産 | 511,998,013 | 雑 勘 定 | 2,358,570,326 |
| 事業用不動産 | 498,568,849 | 仮 受 金 | 634,611 |
| 事業用動産 | 13,429,164 | 保 険 納 付 金 | 56,648,797 |
| 所有動産・不動産 | 0 | 損 失 補 償 納 付 金 | 1,704,204 |
| 損失補償金見返 | 0 | 未 経 過 保 証 料 | 2,293,483,467 |
| 保証債務見返 | 134,082,036,457 | 未 払 保 険 料 | 997,203 |
| 求 償 権 | 554,323,908 | 未 払 費 用 | 5,102,044 |
| 讓 受 債 権 | 0 | | |
| 雑 勘 定 | 585,887,722 | | |
| 仮 払 金 | 17,308,327 | | |
| 保 証 金 | 0 | | |
| 厚 生 基 金 | 148,426,000 | | |
| 連 合 会 勘 定 | 1,310,025 | | |
| 未 収 利 息 | 33,633,934 | | |
| 未 経 過 保 険 料 | 385,209,436 | | |
| 合 計 | 156,913,670,865 | 合 計 | 156,913,670,865 |

預け金
適正な保証推進を促進するため、各金融機関へ預託しています。

有価証券
安全性を重視し、流動性・収益性の観点からも考慮して運用対象を選定しています。

求償権
経理上の求償権とは、代位弁済累計額から、回収額、自己償却額、日本政策金融公庫からの保険金受領額等を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分について計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当するものです。

収支差額変動準備金
将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務運営の安定化を図り、中小企業者の保証要請に的確に応えるための利益性の準備金です。

未経過保証料
受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降にかかる保証料)を計上しています。

収支計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|----------------------|
| 経 常 収 入 | 1,861,499,092 |
| 保 証 料 | 1,425,437,204 |
| 預 け 金 利 息 | 366,706 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 204,338,191 |
| 調 査 料 | 0 |
| 延 滞 保 証 料 | 682,414 |
| 損 害 金 | 10,751,867 |
| 事 務 補 助 金 | 9,927,453 |
| 責 任 共 有 負 担 金 | 206,602,000 |
| 雑 収 入 | 3,393,257 |
| 経 常 支 出 | 1,616,728,581 |
| 業 務 費 | 777,949,998 |
| 役 職 員 給 与 | 418,770,988 |
| 退 職 給 与 引 当 金 繰 入 | 38,058,009 |
| そ の 他 人 件 費 | 100,214,562 |
| 旅 費 | 5,927,610 |
| 事 務 費 | 94,946,461 |
| 賃 借 料 | 6,903,469 |
| 動 産 ・ 不 動 産 償 却 | 25,153,018 |
| 信 用 調 査 費 | 17,055,793 |
| 債 権 管 理 費 | 34,049,659 |
| 指 導 普 及 費 | 13,663,305 |
| 負 担 金 | 23,207,124 |
| 借 入 金 利 息 | 0 |
| 信 用 保 険 料 | 835,261,689 |
| 責 任 共 有 負 担 金 納 付 金 | 0 |
| 雑 支 出 | 3,516,894 |
| 経 常 収 支 差 額 | 244,770,511 |
| 経 常 外 収 入 | 2,487,965,567 |
| 償 却 求 償 権 回 収 金 | 44,647,058 |
| 責 任 準 備 金 戻 入 | 789,092,932 |
| 求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入 | 171,187,827 |
| 求 償 権 補 て ん 金 戻 入 | 1,457,827,750 |
| 保 険 金 | 1,349,561,425 |
| 損 失 補 償 補 て ん 金 | 108,266,325 |
| 補 助 金 | 0 |
| そ の 他 収 入 | 25,210,000 |
| 経 常 外 支 出 | 2,675,197,777 |
| 求 償 権 償 却 | 1,665,694,470 |
| 譲 受 債 権 償 却 | 0 |
| 有 価 証 券 償 却 | 0 |
| 雑 勘 定 償 却 | 3,386,747 |
| 退 職 金 | 7,885,540 |
| 責 任 準 備 金 繰 入 | 810,871,119 |
| 求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入 | 187,098,168 |
| そ の 他 支 出 | 261,733 |
| 経 常 外 収 支 差 額 | -187,232,210 |
| 制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額 | 0 |
| 収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額 | 0 |
| 当 期 収 支 差 額 | 57,538,301 |
| 収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額 | 28,000,000 |
| 基 本 財 産 繰 入 額 | 29,538,301 |

保証料

受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上しています。

信用保険料

日本政策金融公庫に支払う信用保険料の当該決算期間に対応する額を計上しています。

求償権償却

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金、償却基準に従い回収不能と認められた求償権の合計額を計上しています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権残高に対して一定割合を積み立てています。(洗替方式)

求償権補てん金

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

責任準備金

経済・金融動向の変化に伴う将来の不測の事態の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替方式)

基 本 財 産

【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍（定款倍率）と定められています。令和元年度末の基本財産は145億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は6,226億円となります。（定款倍率に対する消化率21.5%）

【基本財産の推移】

（単位：円）

| 年 度 | 基本財産 | 基金 | | |
|--------|----------------|---------------|---------------|-----------|
| | | 基金 | 基金準備金 | 金融安定化特別基金 |
| 平成21年度 | 13,278,752,718 | 4,934,018,600 | 8,344,734,118 | 0 |
| 平成22年度 | 13,478,826,525 | 4,934,018,600 | 8,544,807,925 | 0 |
| 平成23年度 | 13,765,255,091 | 4,934,018,600 | 8,831,236,491 | 0 |
| 平成24年度 | 13,972,717,889 | 4,934,018,600 | 9,038,699,289 | 0 |
| 平成25年度 | 14,113,294,816 | 4,934,018,600 | 9,179,276,216 | 0 |
| 平成26年度 | 14,287,767,220 | 4,934,018,600 | 9,353,748,620 | 0 |
| 平成27年度 | 14,390,057,215 | 4,934,018,600 | 9,456,038,615 | 0 |
| 平成28年度 | 14,451,675,643 | 4,934,018,600 | 9,517,657,043 | 0 |
| 平成29年度 | 14,495,301,689 | 4,934,018,600 | 9,561,283,089 | 0 |
| 平成30年度 | 14,517,016,665 | 4,934,018,600 | 9,582,998,065 | 0 |
| 令和元年度 | 14,546,554,966 | 4,934,018,600 | 9,612,536,366 | 0 |

【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

【基本財産の内訳】

令和2年3月31日現在

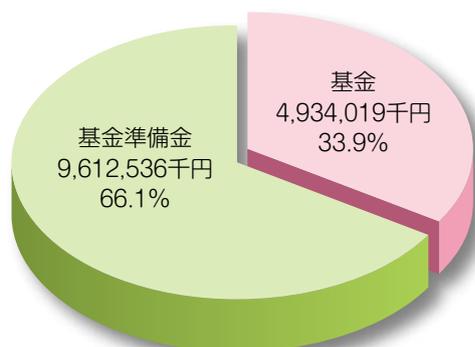
(単位:千円)

| 区 分 | 金 額 | 構 成 比 |
|-----------|-------------|--------|
| 基 金 | 4,934,019 | 33.9% |
| 出えん金 | 3,613,197 | 24.8% |
| (県) | 3,310,200 ※ | 22.8% |
| (市町村) | 263,892 | 1.8% |
| (金融機関) | 38,330 | 0.3% |
| (業者・業者団体) | 775 | 0.0% |
| 金融機関等負担金 | 1,320,822 | 9.1% |
| (金融機関) | 1,312,473 | 9.0% |
| (業者・業者団体) | 8,349 | 0.1% |
| 基金準備金 | 9,612,536 | 66.1% |
| 基本財産合計 | 14,546,555 | 100.0% |

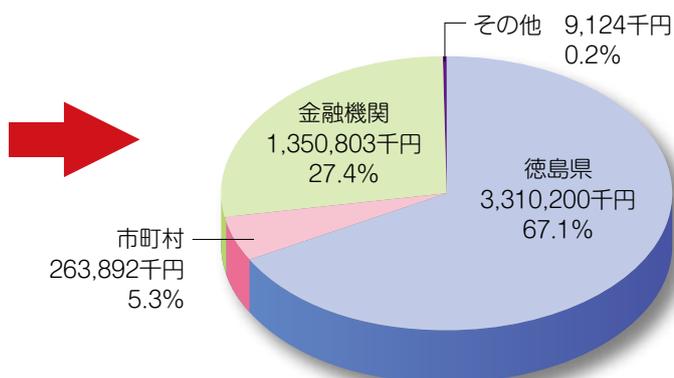
各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。

基本財産の構成



基金の内訳



年度経営計画の評価

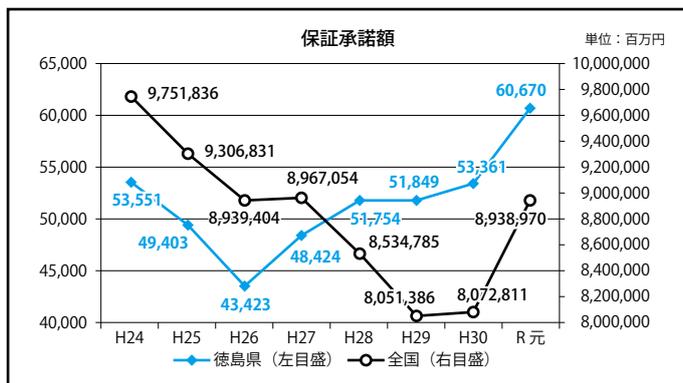
当協会は、公認会計士 原孝仁 氏、四国大学経営情報学部准教授 近藤明子 氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを得て、「令和元年度経営計画の評価」を作成しました。「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。

国内経済は振れを伴いつつ回復してきたものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により急速に悪化してきており、県内経済にも甚大な影響を与えている中、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている。

こうした中で、徳島県信用保証協会においては、年度経営計画の重点課題に積極的に取り組まれ、5年連続で保証承諾額が前年度実績を上回り、保証債務残高においても2年連続で前年度実績を上回るなど、大きな成果を上げていることは評価できるものである。

徳島県信用保証協会は中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、金融機関等と連携強化を図りながら「頼りになる保証協会」を目指しているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経営環境が悪化している中小企業・小規模事業者に対し、切れ目のない、きめ細やかな支援を実践し、地域経済の活性化に取り組んでもらいたい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、今後とも、経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。



保証承諾額の推移



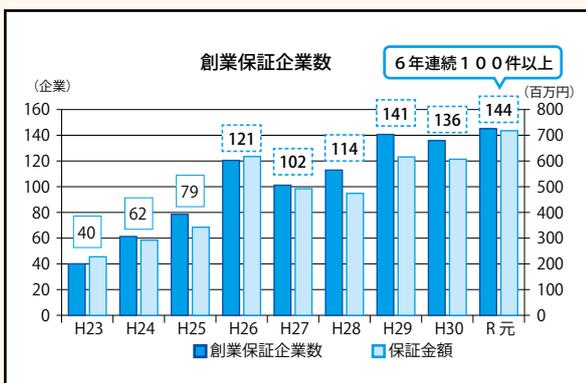
外部評価委員：原委員長(右)、近藤委員(左)から貴重なご意見をいただきました

(1) 金融機関との適切なリスク分担が求められている中、保証申込時における「プロパー融資有り保証承諾割合」が、昨年に引き続き全国1位となり、保証承諾・保証債務残高共に前年度実績を上回ったことは評価できる。

引き続き金融機関等との連携を強化しながら、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている中小企業・小規模事業者にきめ細やかな支援をお願いしたい。

(2) 各種施策や経営サポート会議を活用することにより、返済緩和等の条件変更企業が減少していることは評価できる。しかしながら、長年にわたり業績不振に陥っていた企業の倒産が増加したことによる代位弁済の増加がみられることや、新型コロナウイルスの感染拡大による経営環境の悪化が懸念される中、引き続き顧客本位による経営改善や事業の生産性向上の支援に努められたい。

(3) 中小企業家同友会等と連携し創業セミナーを開くなど、関係機関と連携し、女性の創業者や移住創業者の発掘・育成に注力した結果、6年連続で100企業を超える創業保証を行ったことは評価できる。県内大学や小中学校と連携したキャリア教育や、県・新聞社等と連携した各種事業により、引き続き地域創生や創業支援に努められたい。



創業保証企業数の推移

(4) 代位弁済は増加傾向にあるうえ、第三者保証人や担保のない求償権の増加に加え、破産等の法的整理が増加するなど、回収を取り巻く環

境は年々厳しくなっている。引き続き、早期着手や進捗管理の徹底により、回収の効率化・最大化に努められたい。

(5) 保証、期中管理・経営支援、回収の各部門において一定の成果を上げ、その結果として収支差額58百万円を計上し基本財産を増強されたことは評価できる。今後とも、ガバナンスの強化・充実への取り組みを通じ、コンプライアンス意識の浸透を図りながら、経営基盤の強化に努められたい。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大により、県内中小企業者の経営環境が急激に悪化するなか、金融機関と連携を図り、スピーディーに資金繰り支援にあたったことは評価できる。

引き続き、迅速丁寧な金融支援に努めるとともに、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、なお一層積極的に取り組んでもらいたい。



外部評価委員に年度経営計画の評価等について説明する酒池会長

■ 当協会の主な取組み

◆ おかげさまで創立70周年

徳島県信用保証協会は、昭和24年の業務開始から、令和元年12月5日をもって創立70周年を迎えました。

これもひとえに、地域の皆さまからの温かいご支援の賜物であると、心から御礼申し上げます。決意も新たに県内中小企業の発展のために努力してまいりますので、よろしくお願い致します。

また、日頃ご愛顧いただいております皆さまへ「創立70周年の感謝の気持ち」をお伝えするとともに、これを契機として改めて県内中小企業の皆さまにより「頼りにされる保証協会」を目指し、以下の創立70周年記念事業を実施しました。



(1) 保証料割引の実施

| 項目 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 県短期事業資金 (消費税増税対策枠) | 消費税増税に伴う一時的な資金調達を支援するため、「県短期事業資金」に新設された「消費税増税対策枠（保証限度額5,000千円）」について保証料率を0.2%引き下げました。 |
| 中小企業特定社債保証 | 資金調達手段の多様化ニーズに応えるため、「特定社債保証制度」の保証料率を0.1%引き下げました。 |

(2) 中小企業者等の更なる利便性向上と適正保証利用の促進

| 項目 | 概要 |
|---------------------|---|
| 記念式典の開催 | 関係機関との連携を強化し、一層きめ細やかな金融支援を提供するため、記念式典を開催しました。 |
| 記念誌の作成、 新聞広告等の実施 | 積極的な情報発信により協会認知度の向上を図ることで、適正保証の利用度向上を図りました。 |
| ノベルティグッズの 製作・配布 | ノベルティグッズを製作し、セミナー・イベント参加者等に配布しました。 |
| 名刺デザインの変更 | 名刺に70周年ロゴをデザインし、役職員の一体感を高めました。 |

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幅広い業種において経営が急速に悪化し、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いています。当協会では国・地方自治体・金融機関と連携し、徳島県内の中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に全力で対応しています。

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」(1/29~)
「休日電話相談窓口」を設置 (3/7~7/26)

SN4号の発動 (3/2)
SN5号の業種追加 (3/6~随時)
危機関連保証の発動 (3/13)

徳島県制度「経済変動対策資金」にコロナの影響により、売上が減少した中小企業者を対象に追加 (2/18)

信用保証料と金利が補助される徳島県制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」取扱開始 (5/1)

組織体制の強化

◆新たなプロジェクトチームの設置

| | |
|---------------|--|
| 危機管理体制強化チーム | <p>全国では多くの自然災害が発生し、本県としても南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。</p> <p>BCP計画の不断の見直し、或いは、いざ発災といった時の初動体制や、その後の保証事務の進め方などについての図上訓練計画を策定し、協会全体で大規模災害対応訓練を定期的実施することにより、有事の際に向けての万全の備えを行った。</p> |
| 事業承継推進チーム | <p>全国的にも喫緊の課題となっている事業承継について、事業引継ぎ支援センターとの連携強化を図るとともに、企業のマッチングや事業計画策定のコンサルティングを実施することにより、スムーズな事業承継や創業への誘導を行った。</p> |
| 創立70周年事業推進チーム | <p>創立70周年を迎える記念すべき年であり、この機会を捉え、適正保証推進キャンペーンの実施や記念行事のプラン作成を行うとともに、協会一丸となって記念事業を推進することにより、当協会のプレゼンスを更に高めていくこととした。</p> |

◆「若手職員能力底上塾」を開講

若手職員の能力の底上げ・レベルアップを図るための人材育成、活力ある組織づくりを目的とした「若手職員能力底上塾」を開講しました。

協会に入協して13年未満の職員と希望者を対象に10回にわたり、「業務基礎」「協会歴史」「経営財務」「金融法務」などについて学び、若手職員を中心とした、各種資格取得の奨励を行うなどの研修体制の充実を図りました。



第1回山内専務理事による講義

◆阿波銀行女性行員の皆さまと当協会女性職員との意見交換会を開催

5月16日（木）、当協会会議室にて、阿波銀行女性行員の皆さまと当協会現場担当女性職員との意見交換会を開催しました。

「保証審査時に重視している点」や「創業支援時の留意点」等、日頃の業務を中心とした実務に基づく数多くの質問をいただきました。また協会職員からも、実際に自身がどのような姿勢で業務に取り組んでいるか、協会からの依頼内容の意義などをお話しさせていただき、終始和やかな雰囲気の中で活発に意見を交わすことができました。



お集まりいただいた阿波銀行女性行員の皆さま

保証推進の取組み

- 金融機関と協調して適切なリスク分担を図りながら、企業のライフステージに応じた切れ目のない必要十分な金融支援に努めました。
- 「2019適正保証推進キャンペーン」として、資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図りました。
- 金融機関と定期的な意見交換を行うとともに、保証制度周知のため金融機関の皆さまを対象とした勉強会を行いました。

◆トップ訪問で金融機関との連携強化

当協会の酒池会長が、保証推進で金融機関を訪問し、日頃の保証推進のお礼と更なる保証推進へのご協力をお願いをしました。

金融機関とは、経営トップから実務担当者レベルまで各階層において情報交換、意見交換を定期的に行い、保証推進に努めました。



県内金融機関トップを酒池会長が訪問しました

◆令和元年度適正保証推進キャンペーンの実施

○県内中小企業者の皆さまに対する資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図るため、次のとおり「適正保証推進キャンペーン」を実施しました。

| 項 目 | 概 要 |
|-------------------------|--|
| 地方創生ローン トラスト“絆” | 金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応することを目的とした小口資金の保証。取扱限度額の増額（2,000万円まで）を今年度も継続しました。 |
| 広報サポート付保証 トリプルA“絆” | 金融機関の推薦を受けたユニークな取組みを行う中小企業者に対し、資金とセットでマスコミへのプレスリリース作成・配信等の広報サポートを行う保証で、好評につき継続実施しました。 |
| ツインローン“絆” (協調資金) | 金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と更なる連携を図ることで、一層きめ細やかな金融支援を提供します。 |
| ステップアップローン“絆” (借換資金) | 保証の利用残高があり、現在返済緩和等の条件変更対応を受けている方で、一定の期間内に返済の目途がある場合の借換資金を対象に前向き資金を提供する保証で、あわせて当協会の「専門家派遣事業」がご利用できます。 |
| アシストローン“絆” (事業承継資金) | 事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う資金ニーズに一層きめ細かく対応します。 |

◆創立70周年記念 とくしま創生にかかる貢献店舗感謝状贈呈式

適正な信用保証の推進に貢献していただいた金融機関の店舗に、当協会から感謝状を贈る「創立70周年記念・とくしま創生にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を6月14日（金）に開催しました。

令和元年度においては、当協会創立70周年を記念し、これまでの信用補完制度普及への貢献に対する感謝の意を表すとともに、表彰基準に新たに「経営者保証を付さない保証にかかる表彰」を加え、延べ79店舗を表彰させていただきました。



感謝状贈呈の様子

◆保証業務講座の開催

金融機関の融資及び渉外担当の若手行員の方々に保証制度についての理解を深めていただくこと、1月22日（水）「令和元年度保証業務講座」を開催しました。

午前中は「保証付融資の留意点について」「事故案件の管理・代位弁済の留意点」など基本的な実務内容を体系的に説明しました。

午後からは実践的講義としてグループに分かれ「保証付融資の事例研究」「グループ討議」を行い、活発な意見交換を行いました。



講義を熱心に聞く受講生

◆金融機関との勉強会

当協会では、金融機関の皆さまに信用保証制度をご理解いただき、これまで以上に保証付融資の利用を推進していただくこと、勉強会を開催しています。

多くの行員の皆さまにご参加いただくことで、意見交換も活発なものとなり、担当者同士の信頼関係を一層深めています。



勉強会の様子

◆販路開拓支援

11月20日（水）、大阪信用保証協会主催の展示商談会「OSAKAビジネスフェア ものづくり展プラス」がマイドームおおさかで開催され、徳島県内から産業機械メーカーなど3社の出展を当協会がサポートしました。

出展した企業様はそれぞれブースを構え、自社製品や最新技術を使った試作品などを展示し、他のメーカーの担当者らと商談を重ね大いにアピールしました。



OSAKAビジネスフェア ものづくり展プラス

経営支援の取組み

◆とくしま中小企業支援ネットワーク会議の取組み

当会議は、当協会が事務局となり金融機関や支援機関等との連携を深め、各機関同士が相互に情報交換や経営支援施策・再生事例の共有化を図り、目線をそろえて、地域全体の「金融調整」「経営改善・事業再生」などの支援に積極的に取り組んでいこうとするものです。

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議・幹事会議・連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに、より一層の連携強化に努めました。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催し、地域の関係機関と一体になって中小企業者の支援に取り組んでいます。



令和元年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

令和元年 7月16日(火) 第15回代表者会議

令和元年 11月15日(金) 第11回連絡会議

【第15回代表者会議の概要】

- ◆開催日 令和元年7月16日（火）
- ◆議 題 事業承継

事業承継の取組みは、中小企業の経営者をはじめ、支援機関等、すべての当事者にとっての喫緊の課題となっているため、支援機関として事業のマッチングを中心に活躍されている徳島県事業引継ぎ支援センター様に当ネットワークへご参加いただくこととなりました。また、有限会社西阿運送の遠藤代表取締役専務から、同センターを利用して実際に事業承継された際の目的や課題等についてご講演をいただきました。

当日は20機関から24名の皆さまにお集まりいただき、活発な意見交換をしていただきました。



会議の様子

【第11回連絡会議の概要】

- ◆開催日 令和元年11月15日（金）
- ◆議 題 事業承継における「地域の危機共有」

ジュピター・コンサルティング株式会社代表取締役、合同会社ゆわく代表社員の大山雅己講師をお招きし、実務担当者を対象に「未来の地域の礎をつくる取り組みとしての事業承継」と題した講演をいただき、事業承継における「地域の危機共有」と「関係者の目線合わせ」のための勉強会を行いました。当日は19機関から29名の皆さまにお集まりいただきました。



第11回連絡会議での講演の様子

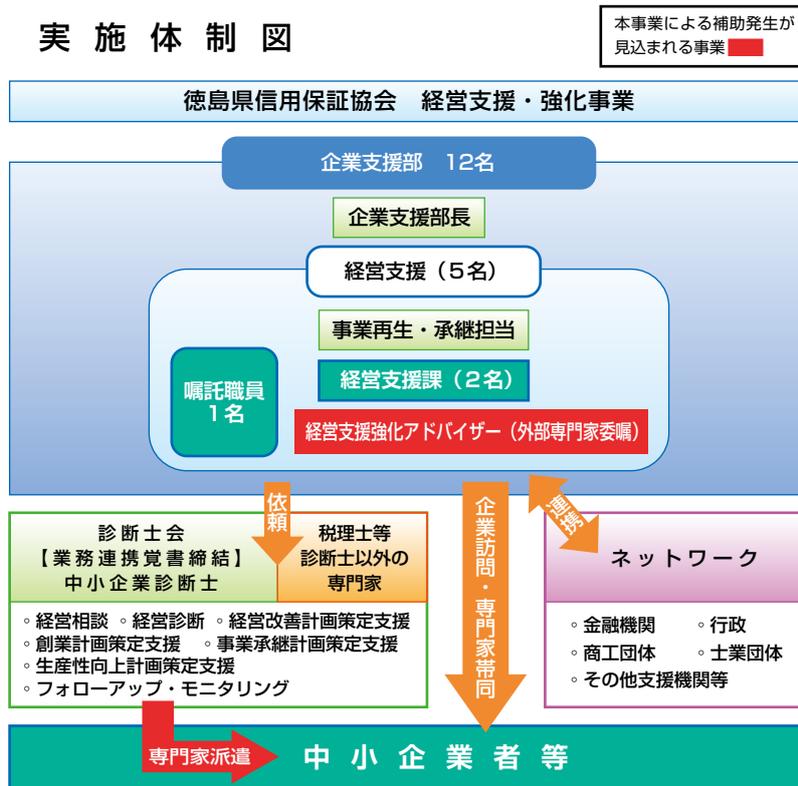
◆経営支援強化事業による取組み

本事業は、経営の安定に支障が生じているお客様に対し、将来的な正常化に道筋をつけることを目的に、経営相談、経営診断、経営改善計画の策定及びそのフォローアップ指導などを実施しています。

《経営支援強化促進補助金》の活用

- ・ 経営相談
- ・ 経営改善計画策定支援
- ・ 事業承継計画策定支援
- ・ 経営診断
- ・ 経営改善計画策定先のフォローアップ・モニタリング
- ・ 生産性向上計画策定支援

実施体制図



| | |
|---------------------|------|
| 申込企業数 | 32社 |
| 経営相談実施件数 | 9社 |
| 経営診断実施件数 | 2社 |
| 経営改善計画策定支援件数 | 5社 |
| モニタリングフォローアップ実施件数 | 14社 |
| 事業承継計画策定支援件数 | 1社 |
| 新規設備（生産性向上）計画策定支援件数 | 1社 |
| 協会職員による企業訪問回数 | 78回 |
| 専門家派遣回数 | 213回 |

令和元年度 経営支援強化事業の取組み実績

◆企業診断チームによる支援

協会では毎年度、中小企業の経営課題に対する解決策を検討し、事業活動に役立ててもらおうとともに若手職員のスキルアップを図ることをねらいとして、中小企業診断士の資格を持つ職員が指導役となり若手職員3～4名が参画して企業の課題解決方を提案する「企業診断チーム」を編成しています。

活動内容は、保証先企業のご協力を得て「企業診断」を行い、重要な経営課題を抽出し、解決策を具体的かつ実践的に提案するとともに、若手職員の経営診断力の向上を図るために実施しているものです。

診断作業は昨年5月にキックオフ後、約8カ月にわたり現地調査や企業ヒアリング、ミーティングなど全7回開催し、報告書を作成しました。



役員に対し報告会を行うメンバー

◆経営支援強化事業による支援

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて、金融機関や改善計画の策定支援が必要な事業者には、関係者が集まる経営サポート会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認など積極的に行うなど、経営支援・再生支援を推し進めました。

令和元年度の開催実績は延べ237回。平成24年度から令和元年度までに延べ2,001回開催し、中小企業者の経営改善をサポートしました。

| 年 度 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 累 計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 開催回数 | 80 | 350 | 345 | 296 | 244 | 230 | 219 | 237 | 2,001 |
| 企 業 数 | 73 | 286 | 272 | 246 | 234 | 187 | 174 | 182 | 1,654 |

令和元年度経営サポート会議開催実績

創業支援の取組み

地方創生を加速させるべく、創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援策を展開するとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、創業支援はもとよりキャリア教育にも積極的に取り組み、数多くの創業者の輩出に努めました。

◆「女性」創業者を積極的に支援

～女性社長のかばん持ち～

このプログラムは女性社長に密着して、社長の考え方や決断力、仕事を間近で体験していただくことを目的としており、今年度は2名の社長に密着させていただきました。

11月26日（火）の最終報告会では、参加した3名の方から、ビジネスプランを発表し、社長の皆さま方から体験を踏まえた上でのアドバイスや講評をいただきました。



学んだことを発表する3名の参加者

◆広報サポート付創業保証「PPP（トリプルP）」

Please let me support you!
Plus α support is Public information!

創業者が提供する差別化された技術やサービス等の向上に資する資金を提供すると共に、その取組を効果的にアピールする広報サポート（プラス α サポート）を当協会が行うことで、創業者の事業運営をスムーズに軌道に乗せることを目的とした保証のトリプルPが令和元年度よりスタートしました。



徳島新聞記事 令和元年7月11日（木）

◆キャリア教育を通じた「若者」への支援

～県内の小中学校での「しごとセミナー」の開催～

当協会では社会貢献活動の一環として、若者のキャリア教育推進に協力するため、県内の小・中学校などで出前授業を行う「しごとセミナー」を平成25年度より実施しています。

令和元年度は11校を訪問し、延べ560名にお話しさせていただき、当セミナーを通じて、若者のキャリア形成のサポートに積極的に取り組みました。



中学校での授業風景

◆県内3大学との連携講座

～徳島文理大学と「ビジネスプラン発表会」を開催～

今年度も徳島文理大学との連携協定に基づき、同大学総合政策学部の鍛治博之講師が担当する「企業分析手法論」の講座において、「ビジネスプラン作成実習」の指導を行いました。実習最終回では、学生が考えたビジネスプランを発表し、選考の結果、最優秀賞1組と優秀賞2組、特別賞1組が選ばれました。

今年度もキャリア教育の推進および地域の将来を担う起業家の支援・育成に積極的に取り組みました。



「ビジネスプラン発表会」の様子

～徳島大学で寄付講座「ビジネスモデル特論」を開催～

今年度の徳島大学工学部大学院の選択科目として「ビジネスモデル特論」の講座（寄付講座）を受け持ち、当協会職員が講師を務めました。

これまでも職員による大学での授業実績はありますが、講座の一切を受け持ち、単位認定まで行うのは珍しく、全国の保証協会でも先進的な取り組みとなりました。



講義を行う企業支援部の職員

～四国大学でビジネスプラン作成のポイントを伝授～

今年度も四国大学経営情報学部の疋田教授より講義依頼があり、『事業創造論』講座へ企業支援部の職員を講師として派遣しました。

「ビジネスにおける価値の概念」、「シェアリングエコノミーの潮流」、「ベンチャー起業家の価値観」と題して全3回の講義を行いました。

講義後には、学生の皆さんからは「自分がやりたいことが明確に見えてきた」「今回の経験をこれからの就職活動に役立てたい」等の感想をいただきました。



講義を熱心に聴く学生たち

◆「地方創生」への取組み強化

「とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」の開催

首都圏から県内への移住・創業を呼び掛ける試みとして、8月22日（木）に東京・丸の内の起業支援・ビジネス交流拠点「TIP*S（ティップス）」にて、「とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」を開催しました。

基調講演では、2019年春に公開された映画「波乗りオフィスへようこそ」のモデルにもなったサイファー・テック(株)、(株)あわえ 代表取締役 吉田基晴氏をお迎えし、地方で働く魅力についてお話しいただきました。

当日は約40名の方にご参加いただき、セミナー後半のグループワークでは、参加者の思い描く移住や創業プランについて、情報共有を行いました。



「新しいチャンスや、自分らしい社会との関わり方を見つけたいと思っている方は、ぜひ徳島へ」と呼びかける吉田社長

とくしま創生アワード

1月16日（木）、当協会が運営に参画する、徳島を元気にする事業プランコンテスト「とくしま創生アワード」の最終審査会が開催されました。

4年目となる今年は、事業の進捗状況と規模で分けた3つの部門で事業アイデア・プランを募集し、書類審査を突破した10組がプレゼンテーションを行いました。



授賞式の後に行われた記念撮影

「まちしごととファクトリー 2019」



当協会、徳島大学、徳島新聞社の3者が連携して、地域に根差したスモールビジネスの創出を支援する「まちしごととファクトリー 2019」を開催しました。

10月から3回にわたって行われた「まちしごと実践塾フェイズ2」では、当協会が中心となり、創業に関するセミナーやワークショップでビジネスプラン作成を支援しました。

受講者はキックオフセミナーを皮切りに、約半年間、先輩創業者の話を聞いたり、事業計画の作成を学んだり、ワークショップを通じてビジネスプランのブラッシュアップを行いました。



ビジネスプランにアドバイスする創業推進アドバイザー

◆創業支援での連携

～「創業事例研究セミナー」の開催～

5月16日（木）県内金融機関の若手の融資・渉外担当の方を対象に、当協会の創業支援の取組みについて理解を深めていただくとともに、創業案件に取り組む際の課題を共有し、円滑な融資と創業後の適切なサポートを目的として、「創業事例研究セミナー」を開催しました。

今年度は53名の方にご参加いただき、金融機関と協会との更なる結束を呼び掛けました。



創業計画をもとに真剣に議論する参加者の皆さん

～東京海上日動火災保険株式会社と連携協定を締結～

徳島県への移住創業の促進並びに県内中小企業者に対する各種支援を強化するため、「地方創生に係る東京海上日動火災保険株式会社と徳島県信用保証協会との連携支援に関する協定」を締結しました。

この協定は東京海上日動火災保険株式会社が持つ全国ネットワークやリスクマネジメントの知見と当協会が持つ中小企業のライフステージに応じた支援ノウハウを相互に活用し、連携することで地域経済の活性化と雇用創出を実現し、地方創生の加速を図ることを目的としています。

2月19日（水）締結式を開催し、当協会の酒池会長と東京海上日動火災保険株式会社徳島支店の原田支店長が協定書に署名したあと、代表者挨拶と意見交換を行いました。

【協定の内容】

1. 移住希望者への情報提供
2. 各種創業支援
3. 社会の持続的発展を目指す企業への各種支援
4. 技術革新に取り組む企業への各種支援
5. 経営力強化支援
6. 人材育成
7. その他



記念撮影の様子

◆創業ノウハウの提供

創業前相談から創業、そして創業後のフォローアップと「創業の成長ステージ」に応じた創業支援と創業保証制度等をまとめたリーフレットを作成しました。創業をお考えの方はもとより、創業に関心のある方、創業について知りたい方などのサポートガイドとして配布し、活用していただきました。



創業支援リーフレット



《創業の手引き・事例集の主な内容》

- ◆創業支援の取組みについて
- ◆創業計画書作成のポイント
- ◆創業の基礎知識について
- ◆創業者の事例紹介
- ◆創業後のサポートについて

創業の手引き・事例集の主な内容について

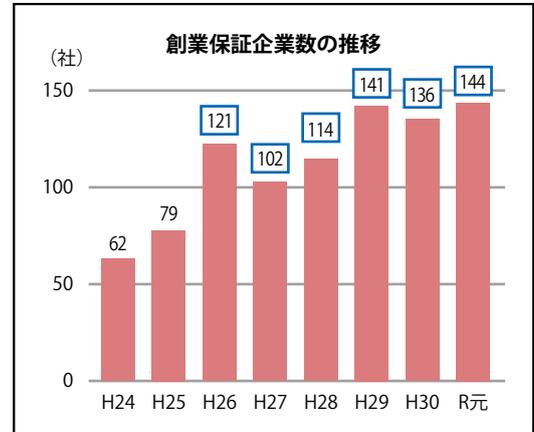
◆創業保証先数が5年連続で100社達成

「創業前相談窓口」「休日創業相談会」「創業後のモニタリング」「創業イベント」「創業セミナーへの講師派遣、個別相談」など創業者に寄り添い、きめ細やかな支援を継続的に実施しております。

「創業するなら保証協会へ」をキャッチフレーズに「創業前相談」「休日創業相談会」を実施するとともに、創業セミナー等により創業機運の醸成を図り、「年間創業先100社」を目標にして、さまざまな創業支援に取り組んでまいりました。

創業保証先数は平成26年度に初めて3桁を記録し、令和元年度は「144社」と、6年連続で「100社」を達成しました。

また、平成23年度の本格取組み開始から9年目となる今年度、創業保証先数の累計で「939社」となりました。



令和元年度もたくさんのイベントやセミナーに参加しました。



徳島市創業支援相談会に参加



「経営者 Book de トーク」でのパネルディスカッションの様子



イナコレの徳島県ブースで相談対応



「創業フェス!! Vol.5」出展ブースの様子



「阿波市創業セミナー」



徳島市開催の「創業・事業承継パネル展」



「事業承継・創業マッチングカフェ」



「とくしま移住入門」



「とくしま学生ビジネスプラン道場」

経営監査室の取組み

当協会は毎年、コンプライアンスプログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善することにより、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。

◆大規模災害時におけるBCP机上訓練を実施

全国で多発する大規模災害に備え、BCP机上訓練を行いました。震災直後の初動対応・業務開始後の暫定対応・震災後50日経過の復旧時対応の3つのフェーズに分け、それぞれの場面で発生する課題にどう対処するか、グループワークを通じてシミュレーションを行いました。また、緊急事態時に発せられる多くの情報に対して、冷静に分析し、適切な対応が可能かどうかを体験することにより、対策本部要員としての行動能力向上を図りました。



グループワークの様子

◆大規模災害時の公金支出に係る合同訓練に参加

徳島県では、想定を超える災害に見舞われた場合でも、県内の企業や個人、自治体へ公金を安定して供給できるよう、「出納局版業務継続計画（BCP）」を策定しており、9月1日（日）に資金安定供給訓練が行われました。

当協会は、このような合同訓練を通じて、県や金融機関等との連携を図ることにより、災害の発生に備えてまいります。



保証申込書類を受け取る当協会職員

◆コンプライアンス遵守への様々な取組み

10月16日（水）、徳島県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室 曾我部剛係長を講師にお招きし、当協会の役職員を対象とした情報セキュリティ対策研修を開催しました。

スマートフォンアプリのインストール設定、より安全なパスワード設定のコツと管理方法や、セキュリティソフトのこまめな更新など、すぐに実践できる身近な対策を教えてくださいました。



熱心に受講する役職員

広報活動

保証協会の認知度向上のため、「顔の見える保証協会」としてマスメディアの活用、ホームページや広報誌の充実を図り、存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図るため、広報活動に力を入れて情報発信に努めました。

◆ホームページの活用

情報発信の充実と事務の効率化を図るためにホームページを開設しています。

当協会の概要、信用保証制度のしくみ、各種保証制度のご案内、毎月発行の保証月報誌等の最新情報をホームページにてタイムリーに情報をお届けしています。

<https://cgc-tokushima.or.jp/>

徳島県信用保証協会 検索



◆ディスクロージャー誌の発行

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。多くの皆さんに信用保証制度や当協会に対するご理解を深めていただくため、当協会の業務内容、事業計画、決算等を掲載しています。



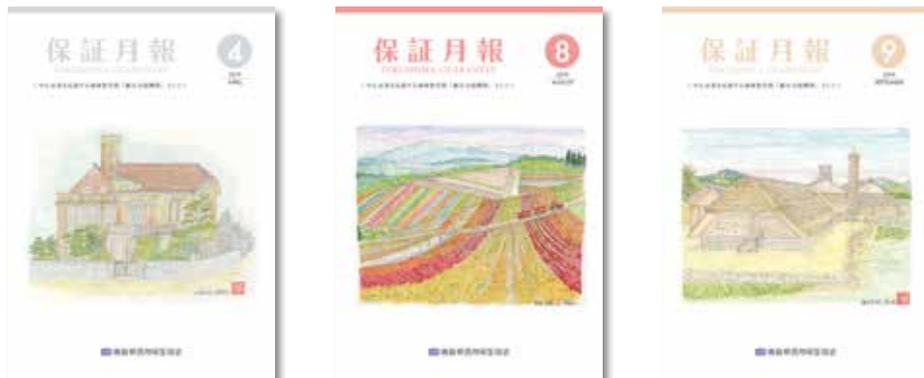
2019年度版 ディスクロージャー誌

◆保証月報の発行

毎月1回、当協会の広報誌「保証月報」を発行し、金融機関や関係機関の皆さまに配布しております。

制度改正や統計データ等についてタイムリーかつ正確な情報提供を行うとともに、「顔の見える保証協会」として当協会の取り組み内容や活動内容などを掲載し、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めています。

令和元年度までの月報表紙絵には当協会山内専務理事の水彩画を掲載し、毎月数多くの方々に大変ご好評いただきました。



保証月報

◆ノベルティグッズの製作

当協会では、広報活動の一環としてノベルティグッズの製作を行っています。

今年度も、毎年ご好評いただいております当協会山内専務理事の月報表紙絵を集めた「CALENDAR2020」と、70周年を記念してうちわ・あぶらとり紙・針なしホッチキスを制作。協会の保証推進や認知度向上に努めました。



月報表紙絵を掲載したカレンダー2020

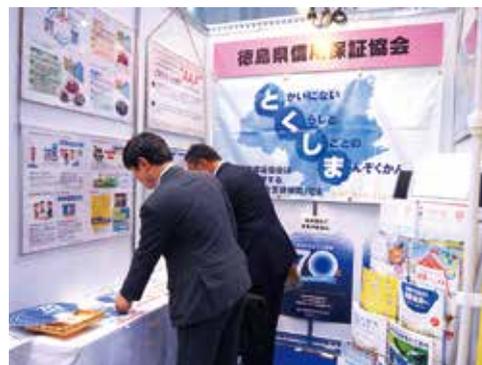


70周年ロゴの入ったうちわ、あぶらとり紙、針なしホッチキス

◆「徳島ビジネスチャレンジメッセ2019」に出展

徳島県内外の企業などが新たに開発した商品や技術をPRする「徳島ビジネスチャレンジメッセ2019」が10月10日（木）～12日（土）の3日間、徳島市のアスティ徳島で開催されました。

当協会の出展ブースでは、協会の業務内容や広報サポート付保証“トリプルA”の事例を紹介したパネル展示、職員による保証業務の説明などPRに努めました。



当協会ブースの様子

◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マスメディアに対して、当協会の事業実績や取り組み等について、積極的に情報発信を行いました。

○徳島新聞やニッキンなど、マスコミへの情報提供。

○四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

令和元年度の掲載実績
年間77回

| 分野／社名 | 徳新 | 日経 | ニッキン | ほか | 合計 |
|-------|----|----|------|----|----|
| 保証 | 7 | 0 | 3 | 1 | 11 |
| 創業 | 45 | 0 | 3 | 0 | 48 |
| 代弁ほか | 13 | 0 | 2 | 3 | 18 |
| 合計 | 65 | 0 | 8 | 4 | 77 |

マスコミ等掲載実績

◆パブリシティ活動

当協会は、「保証の推進」をはじめ、「創業支援」「経営支援」の取組みなど、多くの方にご理解を深めていただこうと報道機関への積極的な情報提供を行っています。



徳島新聞記事 令和元年6月6日(木)
(移住創業支援が順調)



徳島新聞記事 令和2年2月20日(木)
(東京海上日動と地方創生へ連携協定)

◆ポスター、パンフレット等の作成

全国信用保証協会連合会との共同制作のポスター並びに保証制度に対する理解を深めていただくための「信用保証制度のご案内」を作成しました。



ポスター



パンフレット

その他の活動

◆「透明水彩画ロビー展」を開催

11月18日（月）から21日（金）の期間、当協会が入居する徳島経済産業会館1階ロビーにて「保証月報表紙絵展」を開催しました。当協会の山内専務理事が描いた県内外の素敵な風景の水彩画は、平成24年4月号から令和2年3月号まで保証月報の表紙を毎号飾っており、大変好評を博しておりました。



多くの方にご来場いただきました



来場者に水彩画の説明をする山内専務（右）

◆四国地区信用保証協会親善野球大会に参加

6月22日（土）高知県のいの町総合運動場にて、恒例の四国地区信用保証協会親善野球大会が開催され、四国各県の保証協会が熱戦を繰り広げました。

徳島県チームは初戦で大会2連覇中の強豪、愛媛県に敗れましたが、選手たちの懸命なプレーに対し、応援団からは惜しめない拍手が鳴りやみませんでした。



いざプレイボール！



徳島県チーム応援団

◆「ギャランティ GUARANTEE杯」ゴルフコンペを開催

当協会主催のゴルフコンペ「GUARANTEE杯」を定期的で開催しています。金融機関、経済団体、弁護士事務所などの皆さまにご参加いただき、親睦を深めています。

■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「具体的行動規範」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章



具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守

2. 誠実な職務の遂行

3. 守秘義務の履行

4. 職務上の地位と関係者との付き合い

5. コンプライアンス関連事項への対応

6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

8. 職場の秩序の維持

9. 違反行為の報告

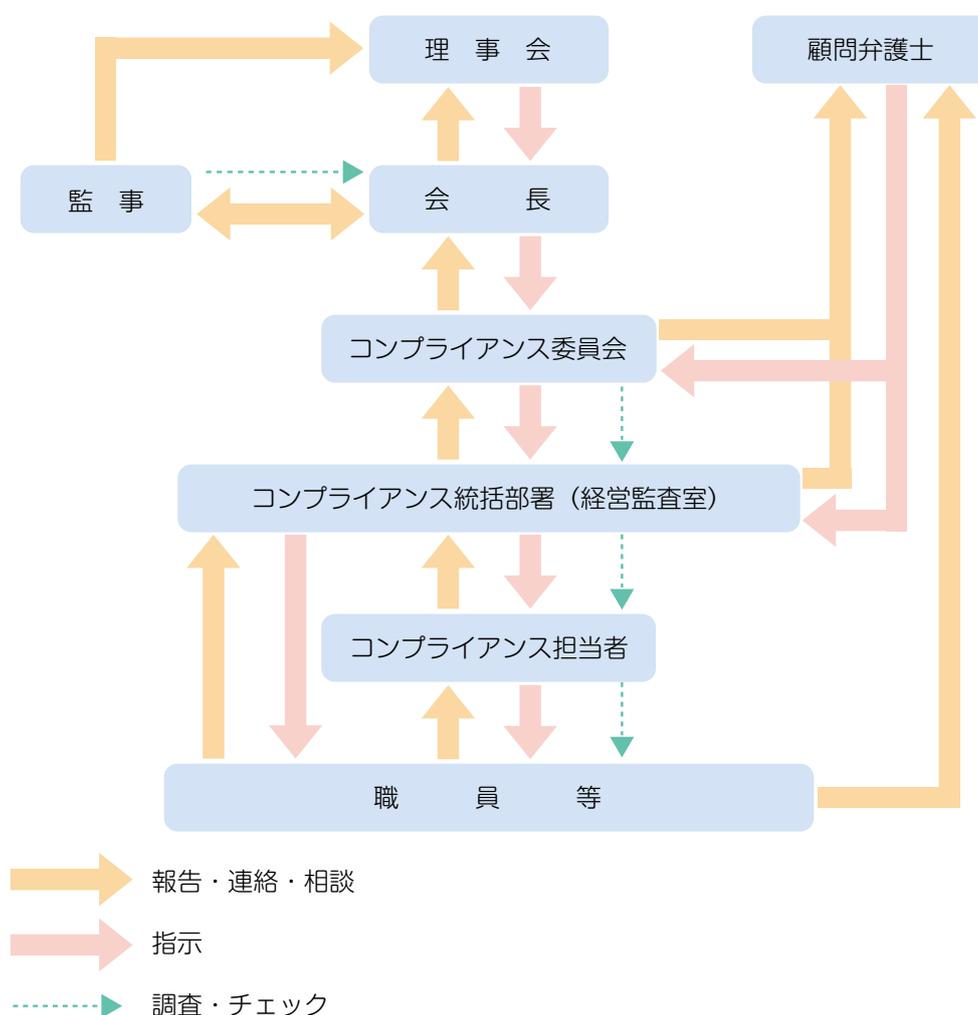
10. 懲 罰

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要と考え、次の取組みを行っています。

- コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- 経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っています。
- 具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力等の排除

当協会は、徳島県信用保証協会倫理憲章において反社会的勢力の排除を宣誓しているほか、信用保証協会委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、反社会的勢力等の排除に向けて更なる取組みの強化を図っています。



■ 個人情報保護

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所：徳島市南末広町5番8－8号

部 署 名：経営監査室

電話番号：088－622－0251

役員構成

(令和2年7月15日現在)

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|-------|----------------------|
| 常勤理事 | 酒池由幸 | 会長 |
| | 湯浅正之 | 専務理事 |
| | 岡田徹 | 常務理事 |
| | 永井八郎 | 常勤理事 |
| 非常勤理事 | 黒下耕司 | 徳島県 商工労働観光部長 |
| | 内藤佐和子 | 徳島県市長会 会長 |
| | 坂口博文 | 徳島県町村会 会長 |
| | 長岡奨 | 株式会社阿波銀行 代表取締役頭取 |
| | 須賀昌彦 | 株式会社四国銀行 取締役徳島営業本部長 |
| | 板東豊彦 | 株式会社徳島大正銀行 代表取締役頭取 |
| | 森尊昭 | 徳島信用金庫 理事長 |
| | 寺内カツコ | 徳島県商工会議所連合会 会長 |
| | 布川徹 | 徳島県中小企業団体中央会 会長 |
| | 岡本富治 | 徳島県商工会連合会 会長 |
| | 熊谷幸三 | 公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長 |
| | 林香与子 | 徳島県経営者協会 会長 |
| | 坂田千代子 | 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事 |
| | 栗飯原一平 | 一般社団法人徳島県トラック協会 理事 |
| 常勤監事 | 赤岩和彦 | 常勤監事 |
| 非常勤監事 | 井関勝令 | 公認会計士 |
| | 足田光伯 | 四国大学 経営情報学部教授 |
| 非常勤顧問 | 森本喜和 | 日本銀行 徳島事務所長 |



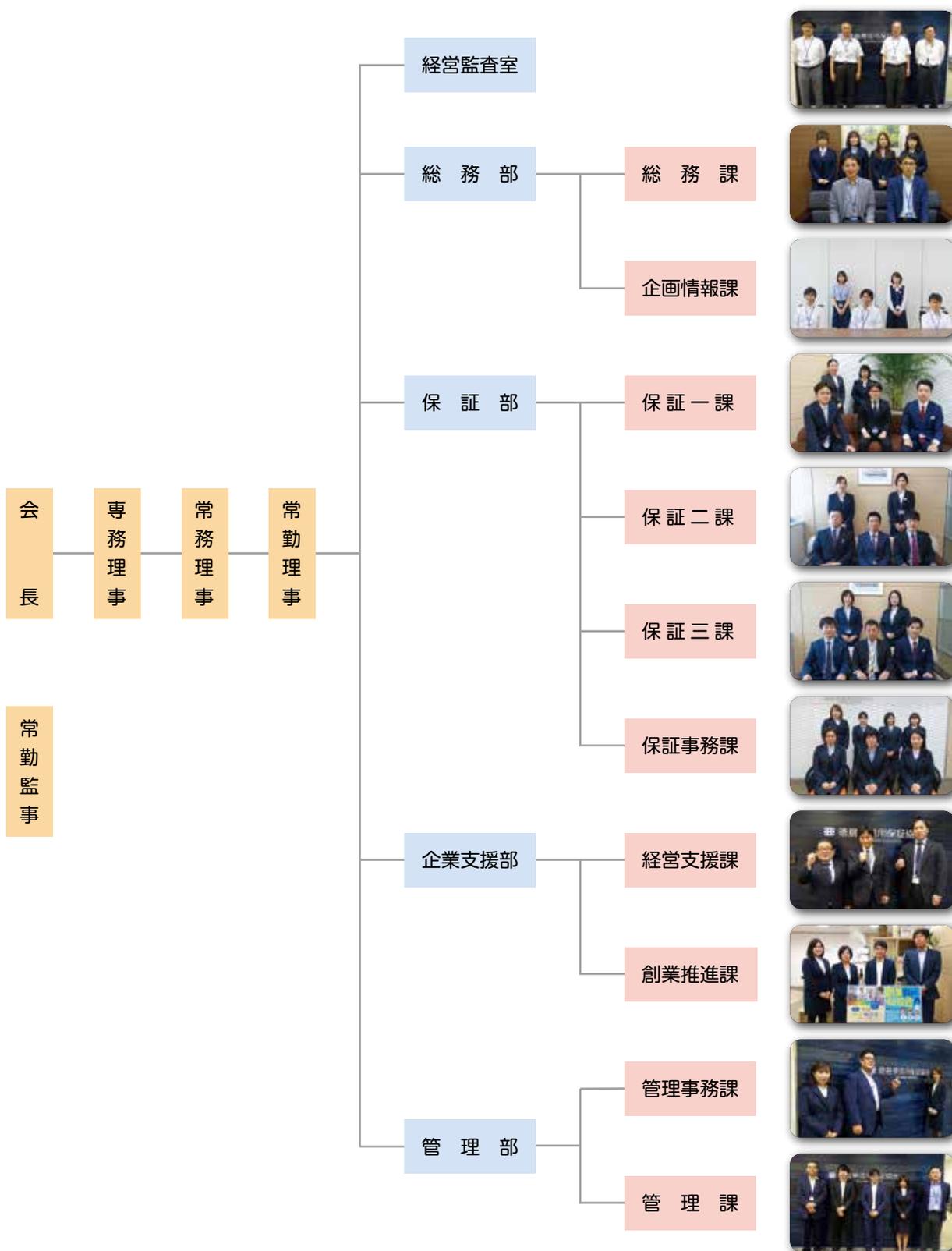
徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から：赤岩常勤監事、永井常勤理事

前列左から：岡田常務理事、酒池会長、湯浅専務理事

■ 機構組織図

(令和2年7月15日現在)



■ 事務お問い合わせ

| 部署名 | | 電話 | FAX | 業務内容 |
|-------|-------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 経営監査室 | | (088)622-0251 | | 検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項、反社会的勢力への対応、危機管理に関する事項、お客様相談窓口等 |
| 総務部 | 総務課 | (088)622-0217 | (088)623-7633 | 定款の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、資金運用、庶務、研修、他課の所管に属さない事項等 |
| | 企画情報課 | (088)622-0240 | | 事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、業務統計、電算システム等 |
| 保証部 | 保証一課 | (088)622-0248 | (088)623-7632 (088)656-8706 | 保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等 |
| | 保証二課 | (088)622-0247 | | 保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等 |
| | 保証三課 | (088)622-0246 | | 保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等 |
| | 保証事務課 | (088)622-0210 | | 保証申込（条件変更）受付、保証書発行、保証料、貸付報告、担保事務等 |
| 企業支援部 | 経営支援課 | (088)622-3419 (088)622-8535 | | 経営支援、経営相談・再生支援に係る調査審査等 |
| | 創業推進課 | (088)622-0254 | | 創業推進、創業支援、創業相談、創業申込調査審査等 |
| 管理部 | 管理事務課 | (088)622-0219 | (088)623-9030 | 事故報告、期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等 |
| | 管理課 | (088)622-0252 | | 求償権の管理回収等 |

■ 業務担当区域



資料編

※各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

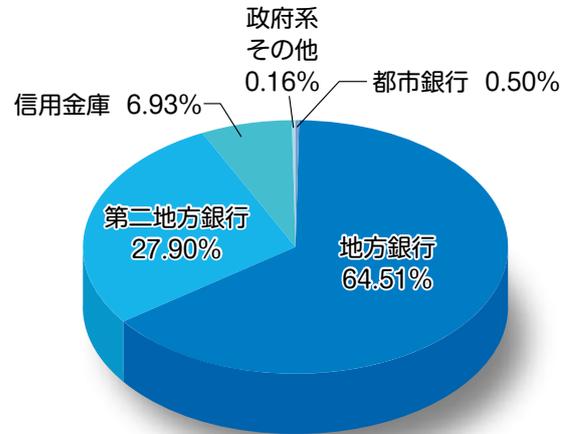
信用保証実績

金融機関群別保証状況（令和元年度）

保証承諾

（単位：百万円、%）

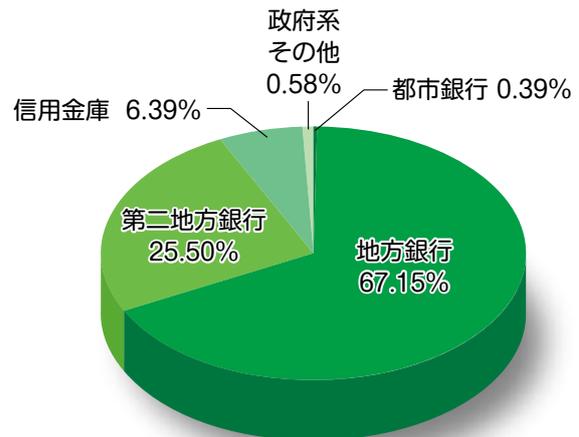
| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|--------|-------|--------|--------|
| 都市銀行 | 5 | 300 | 0.50 |
| 地方銀行 | 3,627 | 38,947 | 64.51 |
| 第二地方銀行 | 1,527 | 16,843 | 27.90 |
| 信用金庫 | 684 | 4,186 | 6.93 |
| 政府系その他 | 10 | 95 | 0.16 |
| 合計 | 5,853 | 60,370 | 100.00 |



保証債務残高

（単位：百万円、%）

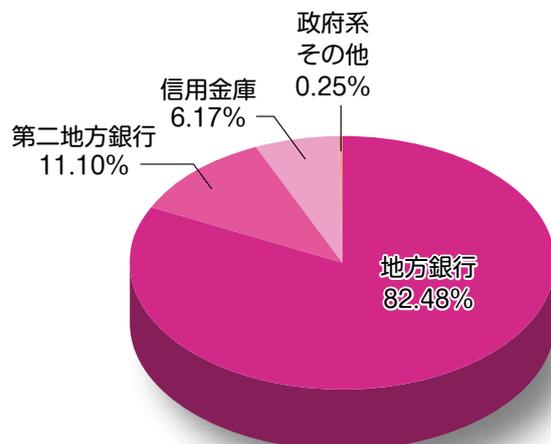
| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|--------|--------|---------|--------|
| 都市銀行 | 21 | 517 | 0.39 |
| 地方銀行 | 9,245 | 90,032 | 67.15 |
| 第二地方銀行 | 3,807 | 34,189 | 25.50 |
| 信用金庫 | 1,684 | 8,563 | 6.39 |
| 政府系その他 | 97 | 781 | 0.58 |
| 合計 | 14,854 | 134,082 | 100.00 |



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、%）

| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|--------|-----|-------|--------|
| 都市銀行 | 0 | 0 | 0.00 |
| 地方銀行 | 150 | 1,657 | 82.48 |
| 第二地方銀行 | 46 | 223 | 11.10 |
| 信用金庫 | 34 | 124 | 6.17 |
| 政府系その他 | 2 | 5 | 0.25 |
| 合計 | 232 | 2,009 | 100.00 |

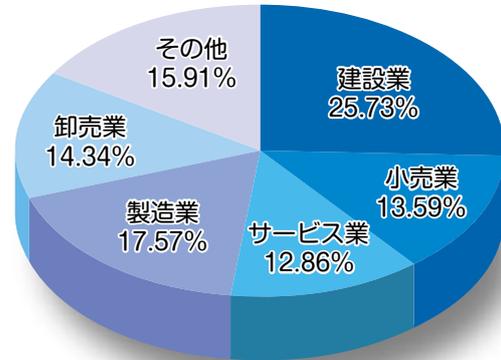


業種別保証状況（令和元年度）

保証承諾

（単位：百万円、％）

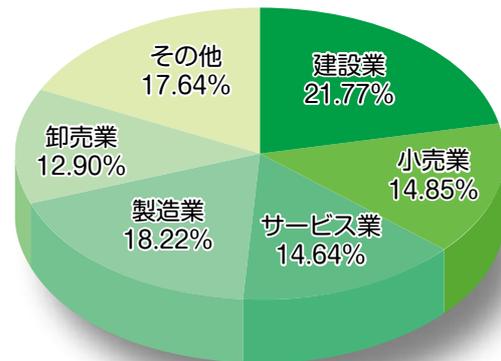
| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|-------|-------|--------|--------|
| 建設業 | 1,707 | 15,534 | 25.73 |
| 小売業 | 924 | 8,207 | 13.59 |
| サービス業 | 870 | 7,761 | 12.86 |
| 製造業 | 837 | 10,606 | 17.57 |
| 卸売業 | 662 | 8,660 | 14.34 |
| その他 | 853 | 9,602 | 15.91 |
| 合計 | 5,853 | 60,370 | 100.00 |



保証債務残高

（単位：百万円、％）

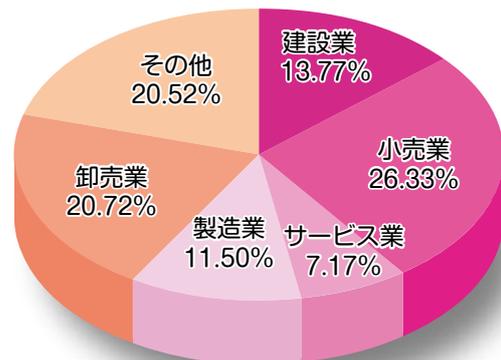
| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|-------|--------|---------|--------|
| 建設業 | 3,646 | 29,183 | 21.77 |
| 小売業 | 2,558 | 19,905 | 14.85 |
| サービス業 | 2,377 | 19,628 | 14.64 |
| 製造業 | 2,353 | 24,429 | 18.22 |
| 卸売業 | 1,532 | 17,290 | 12.90 |
| その他 | 2,388 | 23,647 | 17.64 |
| 合計 | 14,854 | 134,082 | 100.00 |



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、％）

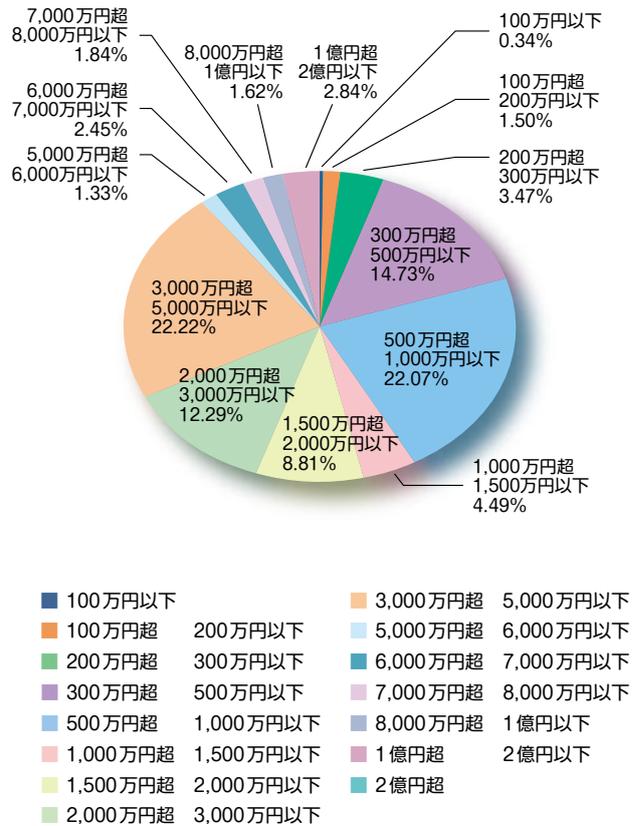
| | 件数 | 金額 | 構成比 |
|-------|-----|-------|--------|
| 建設業 | 51 | 277 | 13.77 |
| 小売業 | 57 | 529 | 26.33 |
| サービス業 | 20 | 144 | 7.17 |
| 製造業 | 26 | 231 | 11.50 |
| 卸売業 | 32 | 416 | 20.72 |
| その他 | 46 | 412 | 20.52 |
| 合計 | 232 | 2,009 | 100.00 |



金額別保証承諾（令和元年度）

（単位：円）

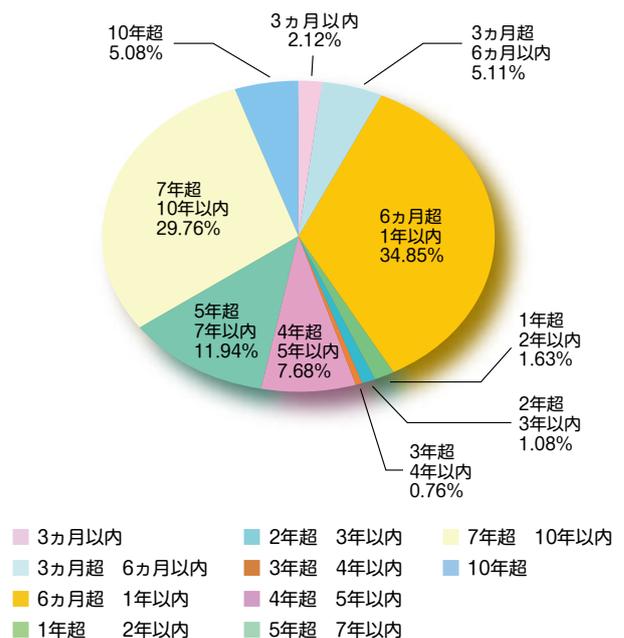
| 区 分 | 件 数 | 金 額 |
|--------------------|-------|----------------|
| 100万円以下 | 219 | 206,570,000 |
| 100万円超 200万円以下 | 489 | 904,401,000 |
| 200万円超 300万円以下 | 724 | 2,094,950,000 |
| 300万円超 500万円以下 | 1,847 | 8,890,992,000 |
| 500万円超 1,000万円以下 | 1,456 | 13,322,195,000 |
| 1,000万円超 1,500万円以下 | 199 | 2,708,200,000 |
| 1,500万円超 2,000万円以下 | 276 | 5,319,760,000 |
| 2,000万円超 3,000万円以下 | 271 | 7,417,510,000 |
| 3,000万円超 5,000万円以下 | 302 | 13,417,220,000 |
| 5,000万円超 6,000万円以下 | 14 | 803,100,000 |
| 6,000万円超 7,000万円以下 | 22 | 1,480,500,000 |
| 7,000万円超 8,000万円以下 | 14 | 1,109,200,000 |
| 8,000万円超 1億円以下 | 10 | 979,000,000 |
| 1億円超 2億円以下 | 10 | 1,716,800,000 |
| 2億円超 | 0 | 0 |
| 合 計 | 5,853 | 60,370,398,000 |



期間別保証承諾（令和元年度）

（単位：円）

| 区 分 | 件 数 | 金 額 |
|------------|-------|----------------|
| 3ヵ月以内 | 157 | 1,279,000,000 |
| 3ヵ月超 6ヵ月以内 | 375 | 3,082,420,000 |
| 6ヵ月超 1年以内 | 2,833 | 21,036,467,000 |
| 1年超 2年以内 | 88 | 983,570,000 |
| 2年超 3年以内 | 79 | 652,200,000 |
| 3年超 4年以内 | 54 | 461,136,000 |
| 4年超 5年以内 | 467 | 4,635,230,000 |
| 5年超 7年以内 | 755 | 7,207,105,000 |
| 7年超 10年以内 | 942 | 17,966,670,000 |
| 10年超 | 103 | 3,066,600,000 |
| 合 計 | 5,853 | 60,370,398,000 |



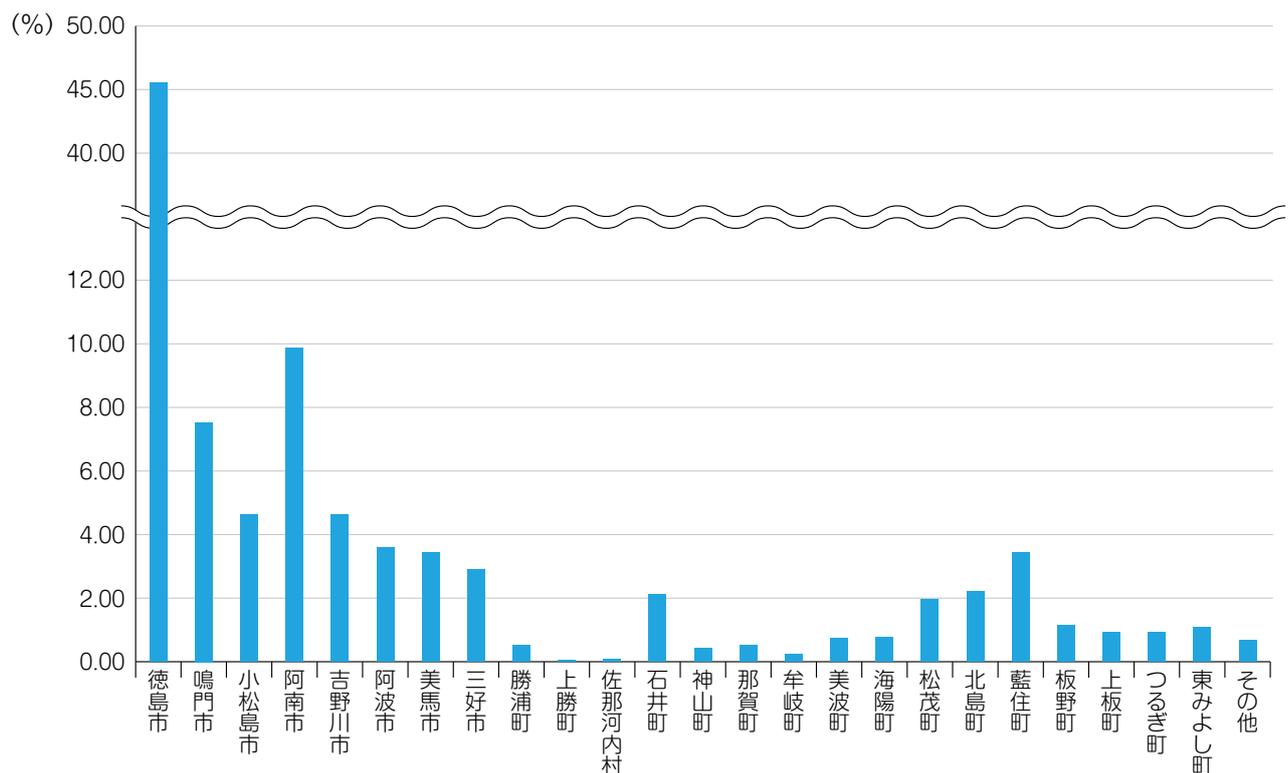
市町村別保証状況（令和元年度）

保証実績

（単位：千円、％）

| 当年度中保証 | | | | 区 分 | 保証債務残高 | | | |
|--------|------------|--------|--------|-----------|--------|-------------|--------|--------|
| 件数 | 金額 | 構成比 | 前年比 | | 件数 | 金額 | 構成比 | 前年比 |
| 2,669 | 27,620,769 | 45.75 | 107.11 | 徳 島 市 | 6,446 | 61,052,905 | 45.53 | 102.22 |
| 449 | 4,101,000 | 6.79 | 94.85 | 鳴 門 市 | 1,141 | 10,101,239 | 7.53 | 99.96 |
| 263 | 3,283,575 | 5.44 | 117.77 | 小 松 島 市 | 666 | 6,206,291 | 4.63 | 102.51 |
| 448 | 5,793,613 | 9.60 | 124.15 | 阿 南 市 | 1,206 | 13,220,929 | 9.86 | 107.32 |
| 263 | 2,565,548 | 4.25 | 109.76 | 吉 野 川 市 | 793 | 6,198,420 | 4.62 | 96.15 |
| 226 | 2,099,385 | 3.48 | 117.04 | 阿 波 市 | 574 | 4,795,891 | 3.58 | 98.43 |
| 175 | 1,550,600 | 2.57 | 96.19 | 美 馬 市 | 525 | 4,627,599 | 3.45 | 97.09 |
| 181 | 2,005,700 | 3.32 | 176.28 | 三 好 市 | 468 | 3,905,064 | 2.91 | 103.25 |
| 24 | 217,807 | 0.36 | 73.14 | 勝 浦 町 | 72 | 710,119 | 0.53 | 97.71 |
| 7 | 33,280 | 0.06 | 65.54 | 上 勝 町 | 22 | 82,031 | 0.06 | 97.04 |
| 14 | 90,800 | 0.15 | 209.94 | 佐 那 河 内 村 | 22 | 102,420 | 0.08 | 127.10 |
| 155 | 1,382,300 | 2.29 | 154.14 | 石 井 町 | 399 | 2,854,709 | 2.13 | 103.41 |
| 32 | 326,400 | 0.54 | 183.68 | 神 山 町 | 82 | 552,748 | 0.41 | 125.75 |
| 37 | 323,500 | 0.54 | 106.10 | 那 賀 町 | 106 | 707,301 | 0.53 | 100.97 |
| 18 | 150,900 | 0.25 | 130.09 | 牟 岐 町 | 57 | 333,699 | 0.25 | 104.93 |
| 48 | 431,600 | 0.71 | 169.45 | 美 波 町 | 123 | 989,747 | 0.74 | 110.20 |
| 57 | 472,400 | 0.78 | 79.53 | 海 陽 町 | 149 | 1,029,752 | 0.77 | 95.23 |
| 140 | 1,418,575 | 2.35 | 130.73 | 松 茂 町 | 321 | 2,637,004 | 1.97 | 93.73 |
| 154 | 1,626,366 | 2.69 | 118.67 | 北 島 町 | 335 | 2,951,482 | 2.20 | 114.11 |
| 200 | 1,929,840 | 3.20 | 127.75 | 藍 住 町 | 549 | 4,609,744 | 3.44 | 105.63 |
| 77 | 586,480 | 0.97 | 83.25 | 板 野 町 | 191 | 1,538,514 | 1.15 | 101.82 |
| 76 | 653,130 | 1.08 | 144.23 | 上 板 町 | 187 | 1,233,902 | 0.92 | 104.75 |
| 51 | 445,000 | 0.74 | 148.23 | つ る ぎ 町 | 163 | 1,261,375 | 0.94 | 99.00 |
| 61 | 599,130 | 0.99 | 146.95 | 東 み よ し 町 | 204 | 1,450,525 | 1.08 | 108.70 |
| 28 | 662,700 | 1.10 | 191.70 | そ の 他 | 53 | 928,626 | 0.69 | 110.37 |
| 5,853 | 60,370,398 | 100.00 | 113.14 | 合 計 | 14,854 | 134,082,036 | 100.00 | 102.30 |

保証承諾（構成比）

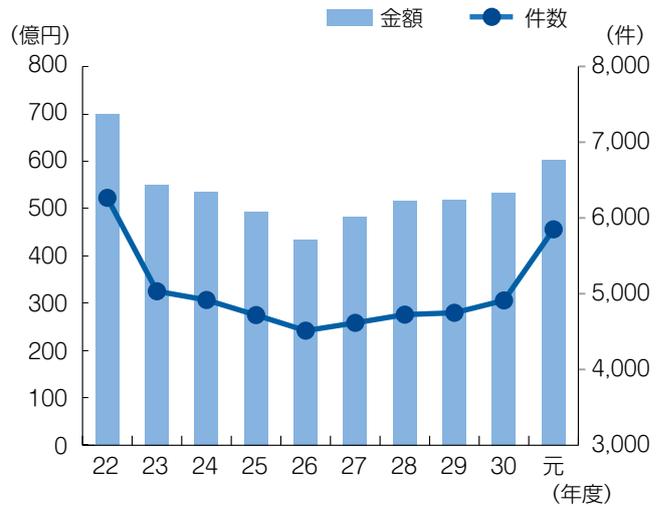


信用保証の実績推移

保証承諾

(単位：百万円、%)

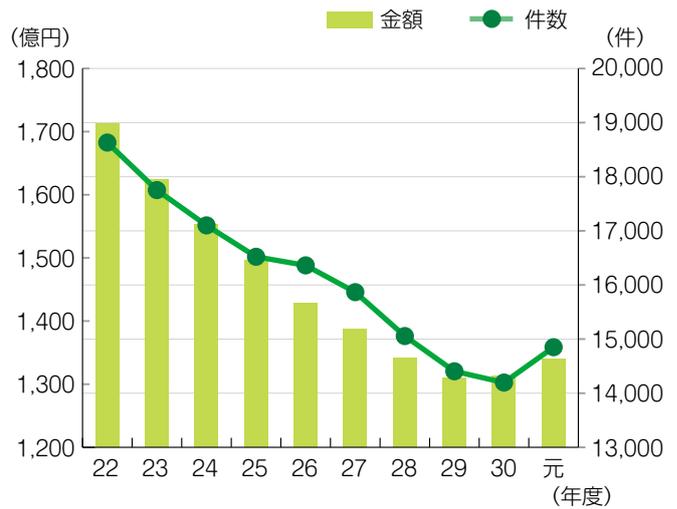
| | 件数 | 金額 | 前年比 |
|--------|-------|--------|--------|
| 平成22年度 | 6,273 | 70,078 | 86.53 |
| 平成23年度 | 5,034 | 55,086 | 78.61 |
| 平成24年度 | 4,918 | 53,551 | 97.22 |
| 平成25年度 | 4,716 | 49,403 | 92.25 |
| 平成26年度 | 4,511 | 43,423 | 87.89 |
| 平成27年度 | 4,615 | 48,424 | 111.52 |
| 平成28年度 | 4,697 | 51,754 | 106.88 |
| 平成29年度 | 4,749 | 51,849 | 100.18 |
| 平成30年度 | 4,886 | 53,361 | 102.92 |
| 令和元年度 | 5,853 | 60,370 | 113.14 |



保証債務残高

(単位：百万円、%)

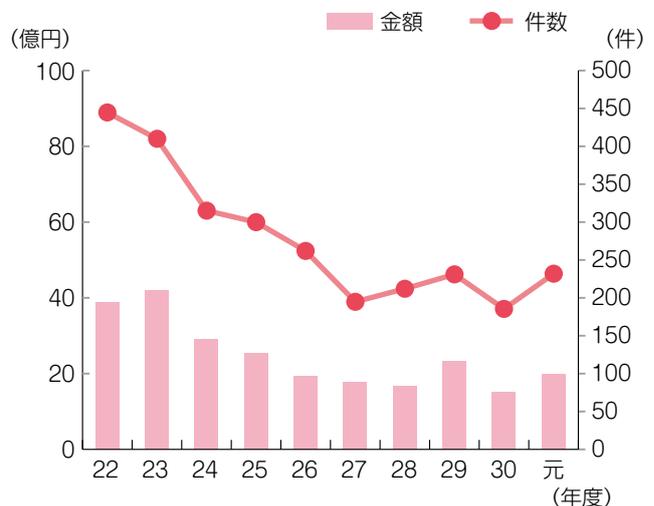
| | 件数 | 金額 | 前年比 |
|--------|--------|---------|--------|
| 平成22年度 | 18,631 | 171,229 | 98.75 |
| 平成23年度 | 17,753 | 162,340 | 94.81 |
| 平成24年度 | 17,101 | 155,309 | 95.67 |
| 平成25年度 | 16,521 | 149,618 | 96.34 |
| 平成26年度 | 16,362 | 142,768 | 95.42 |
| 平成27年度 | 15,867 | 138,657 | 97.12 |
| 平成28年度 | 15,056 | 134,081 | 96.70 |
| 平成29年度 | 14,405 | 130,982 | 97.69 |
| 平成30年度 | 14,215 | 131,066 | 100.06 |
| 令和元年度 | 14,854 | 134,082 | 102.30 |



代位弁済 (元利計)

(単位：百万円、%)

| | 件数 | 金額 | 前年比 |
|--------|-----|-------|--------|
| 平成22年度 | 444 | 3,868 | 69.34 |
| 平成23年度 | 410 | 4,185 | 108.20 |
| 平成24年度 | 314 | 2,884 | 68.92 |
| 平成25年度 | 299 | 2,562 | 88.82 |
| 平成26年度 | 262 | 1,910 | 74.54 |
| 平成27年度 | 195 | 1,751 | 91.67 |
| 平成28年度 | 212 | 1,685 | 96.25 |
| 平成29年度 | 231 | 2,293 | 136.11 |
| 平成30年度 | 185 | 1,493 | 65.13 |
| 令和元年度 | 232 | 2,009 | 134.51 |



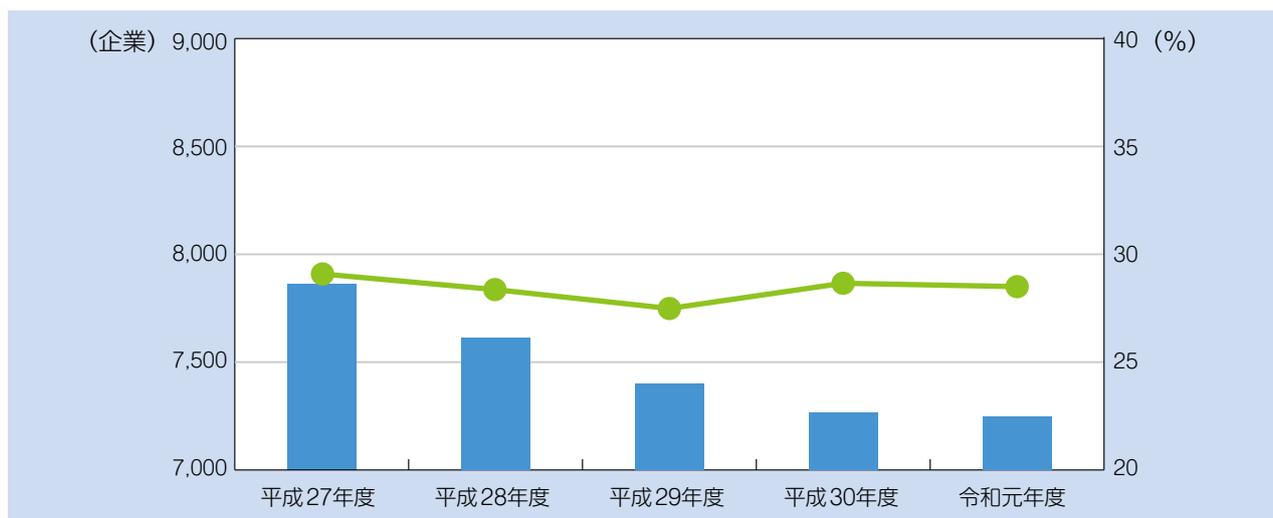
保証利用度の推移

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 保証利用企業者数 (A) | 7,865 | 7,618 | 7,406 | 7,268 | 7,245 |
| 中小企業者数 (B) | 26,911 | 26,911 | 26,911 | 25,345 | 25,345 |
| 保証利用度 (A) / (B) | 29.23% | 28.31% | 27.52% | 28.68% | 28.59% |

※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より

※県内中小企業者数は「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。

■ 保証利用企業者数 (A)
● 保証利用度 (A)/(B)

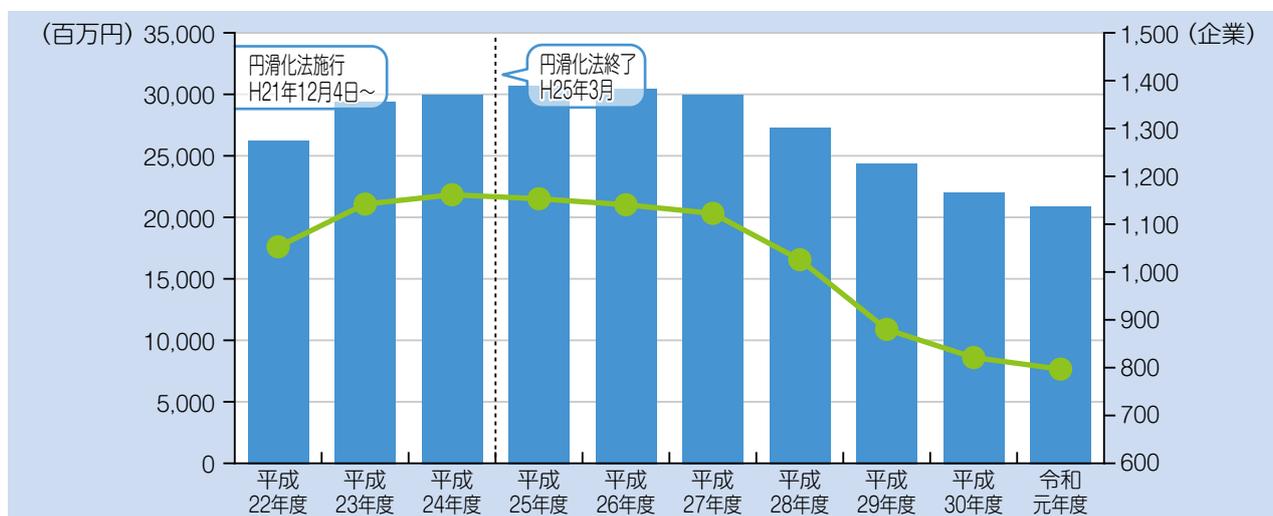


返済緩和状況の推移

(単位：百万円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 返済緩和企業数 | 1,054 | 1,134 | 1,163 | 1,161 | 1,142 | 1,123 | 1,024 | 887 | 824 | 799 |
| 返済緩和残高 | 26,796 | 29,242 | 29,896 | 30,687 | 30,482 | 30,139 | 27,352 | 24,305 | 22,256 | 20,920 |

■ 返済緩和残高
● 返済緩和企業数





眉山とディーゼル自動車



ケンチョピアタ景



榎原の棚田



うだつの町並み

ACCESS



■ 交通のご案内

JR徳島駅前から徳島市バス6番のりば「東部循環線」バス乗車「東部県土整備局前」下車 徒歩3分

■ 徳島経済産業会館敷地内に52台分の無料駐車場があります。

令和2年 8月発行



総務部 企画情報課

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号
(徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ)
Tel 088-622-0240
Fax 088-623-7633
<https://www.cgc-tokushima.or.jp/>

 徳島県信用保証協会